

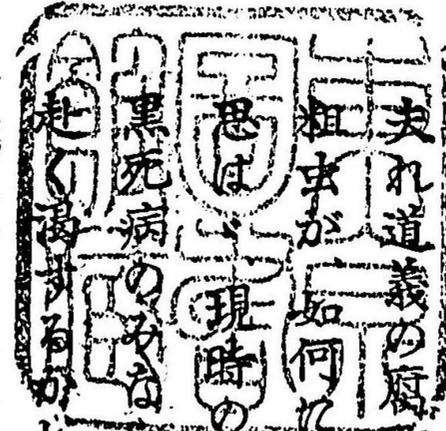
神習教管長芳村正家之部下

奸邪權大教正佐藤觀元之來歷

附 久佐賀義孝 秋原真海
小西如泉 松原融 畠名歷

序

一幅百鬼夜行の圖を土佐氏に問ふとを止めよ、滔々たる
満都、妖巫淫祠の跳梁跋扈は洵とに是れに非ざるなき乎、



夫れ道義の腐敗と風俗の軟廢に發生し來れる彼等人心的
粗中が如何に良民を殘害し、如何に社會を蠱毒するかを
思はば、現時の天下忌む可く怖る可き者、豈に唯た香港の
黒死病の如きらんや、蓋し稜々たる俠骨を以て、慷慨義に
赴く海客の如き、我友南波君たる者、終に傍觀に忍びざ
る所にして、而して今や乃ち椽大の鉄筆を揮つて、千百同
胞の爲めに誓つて姦邪を鋤かんとす、彼等か醜陋の行、欺



罔の罪、爬羅剔抉して苟くも借さず、思ふに此書一たび出
では、恰も東天旭日を孕んで、百鬼の烟散霧消するか如く
ならん、昨君序を徴す即ち之を書して寄す、甲午六月七日、
自由社樓上に於て

秋水 幸徳傳誌

編者曰く

一 本篇の大目的は姦邪を筆誅し社會を匡正するに在り而して一日を緩うすれば一日の害を成し寸時を忽せしすれば寸時の毒を流す觀元筆誅は最も急速を要するを以て所載の事實は苟も正確なる材料を得るあれば手に随つて即ち筆す故に往々前後し重複するあるを免れず讀者箇々の腦中に訂正校合して可

一 本篇所載の事實は編者盡く之か責に任じ若し其要を認むれば何時たりとも確證及び證人を明示列擧するに躊躇せず且つ篇中引用せる人名「某」と書する者は唯た其係累する處多少迷惑の人あるを慮るか故に強て公けにせざるも若し私人の求めあらば本人の承諾を経たるの後ち明示すべし

一、本編の材料として新事實を報じ來らるゝの書簡數百通に
及ぶ本篇登載に漏れたる者は嚴密なる調査の後ち近日發行
の續篇に掲記すべし讀者及ひ寄書家諸子之を諒せよ

明治廿七年六月

奸邪權大教正佐藤觀元之畧歷目次

| | | |
|------|----------------------|------|
| 第壹回 | 佐藤觀元素性の事 | 一丁 |
| 第貳回 | 呑口屋となる事附り材木詐取の事 | 六丁 |
| 第三回 | 觀元木島氏へ入門の事 | 十丁 |
| 第四回 | 松原融觀元を欺く事 | 十四丁 |
| 第五回 | 觀元神習教と密約の事 | 十八丁 |
| 第六回 | 下男病死の事附り判事の娘を奪ふ事 | 廿二丁 |
| 第七回 | 顯眞術學會久佐賀義孝の事 | 廿四丁 |
| 第八回 | 萩原眞海并に渡邊文京の事附り小西如泉の事 | 廿八丁 |
| 第九回 | 廣告の詐欺其他姦通の事 | 三十丁 |
| 第十回 | 鑑定大間違の事 | 卅五丁 |
| 第十壹回 | 教法上大詐欺證據の事其一 | 卅八丁 |
| 第十貳回 | 教法上大詐欺證據の事其二 | 四十七丁 |

二

第拾三回 教法上大詐欺證據の事其三……………五十二丁

第拾四回 教法上大詐欺證據の事其四……………五十六丁

第拾五回 教法上大詐欺證據の事其五附り窃盜を依頼の事……………六十六丁

第拾六回 木島氏談話の事……………七十四丁

第拾七回 征那會員觀元を詰問する事……………七十八丁

第拾八回 財産差押の事……………九十二丁

第拾九回 觀元外五名往行の事……………九十四丁

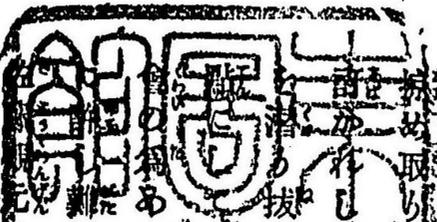
目次終

奸邪 筆誅 權大教正佐藤觀元之來歴

天岳 南波登發

第一回 佐藤觀元素性の事

近年都下に横行して、世間を欺き社會を毒し、數多の人を苦しめて金銀財寶を
 掠り取り、不義の榮華を食り居れる佐藤觀元と喚べる曲者あり、嚮には萬朝に
 清の拔け、連門教會といひ、扱は此佐藤の如き強惡無殘の人非人の、巧みに法網
 の外を、東都登轂の下に枕を高くせるは、洵に明治清世の大汚
 穢の爲め、編者が今日迄取調べし惡事の種々を物語りて、天人共
 難き罪科の程を明かにせん、



分縣大分郡羽屋村新平民友右衛門の子なりしが、未だ其頃は穢多と稱へて世の
 人に忌み嫌はるゝを遺憾に思ひ、何卒して我素性を押隠し、人並の交際をなさ

ん者と、元より大胆の生れなれば、十六歳の時國許を逃亡せしかども、別に是れぞと思ふ目的もなければ、諸國を流浪し歩く内、種々の辛苦を嘗め、或時は乞食とまで落魄れしとありしが、遂に行きくつて廿歳の頃、奥州仙臺へ到着き、土地の破落戸の家に食客となり、不買ぬとのみ働きて日を送りたり、其頃近在の百性何某の娘が、田舎に似氣なく美貌を見初めしより、展ば此家に立入りて、其度毎に手土産を持参なし、或は些少の金錢を與へなとして、頻りに兩親の氣嫌を取り、此娘を手に入れんと企圖みけるが、或日娘が農作仕事に出たるを、跡より付け行き、有無を言はせず手込にして、其後ち會見の度重なり、遂に夫婦の約束を結び上、兩親に打明して、我妻に貰ひ受けたしと相談しけるに、一人娘のとなれば容易くは手離さしりしを、安五郎は一策を廻らして、金五兩を彼等に與へ、恐嚇しつ嗽しつ強請りしに、兩親は慾に目がくれ、且つ安五郎の怨恨の程の恐ろしくて、終に承諾なしければ、安五郎は女を引取り、我夥伴なる破落戸の家に連行きて預け置き、夫れより同じ手段を以て、五人迄美貌を婦人を勾引して、皆な同じ家に宿泊させ、不義の歡慾を恣まにし居たりし

が、其後ち越後國に至りて遊女屋を開業せんと思ひ立ち、彼五人の婦人を引連れ、仙臺を出發せしかども、越後は有名美人の本場とて、繁昌覺束なしと思ひ切り、更に路を轉じて上州前橋に向ひしが、元より不案内の土地なれば、先づ數里手前の宿場に五人の婦人を殘して逗留させ、安五郎は唯一人前橋に入りて土地の様子を視ふ内、同所に水茶屋を開業せる一人の婦人と懇意になり、例の奸智と佞辯をもて直ちに之と姦通し、中深くなるにつけて、兼て遊女屋を開業し度き企圖を請ひて、相談順に調ひしかども、大枚の資本を要するとなれば、先づ細かなる淫賣店を開きしに、連來りし五人の者は、孰れも眉目好き婦人のととて、思ひの外に繁昌しける、然るに此水茶屋の婦人といへるは、元と東京の生れにて、先年或破落戸と逃亡して當地に來りしも、男は早く心變りして、置去りにして行末知れねば、己むを得ず近在なる豪家の主人の外妾となり、水茶屋を開業せし程の婦人なれば、恩義も更に省みず、安五郎と謀合せて主人に迫り、大枚の手切を奪ひ取り、これを資本となして遊女屋を開業せり、されを安五郎は此遊女屋の表面を婦人の名

義となし置きて、自分は關係なき者の如く見せ掛け、唯だ近在を涉獵り歩き、美貌き婦人を勾引し、我家に抱へ或は同業者に賣渡し、又た或時は購買となりて營業者三人を手に入れて不正の買入を業とせしに、其頃或紙幣の使用廢止の布告ありしを、質朴なる農民等の氣付かざる者多きに乘じて、安五郎は紙屑屋より此紙幣を澤山に買入れて之を使用し、數多の養蠶業者を欺きて、一時囚獄の身となりしとあり、かゝる悪事の少なからねば、程なく同業者の仲間を絶たれて詮方なく、彼遊女屋に籠り居しが、又も懲すまに一策を案じて、前橋中の遊客を一手に引受け、他樓に鼻を明せんとて、馬丁又はおり助様の者を説付け、客一人を伴ひ來れば天保錢一枚を與ふ可き約束を爲しければ、果して圖に當りて十六人の娼妓は少しの隙もなき迄に繁昌せしが、之に引更へ他の遊女屋は忍ちにして容足止まりて、いと寂しくなりしかば、一同不審の餘り夫々搜索を遂げたるに、佐藤の奸策露はれければ、皆々大に憤りて協議の末、安五郎を燒殺さんとの相談一決し、直ちに其手筈に掛りしが、遊客の過ちあらんとを慮りて、近在三里内外に、佐藤を燒殺す旨の廣告を貼付け置き、今や火を點せん計りに

準備したる折、佐藤の運や強かりけん、其夜頻りに胸騒ぎして起出でつ、斯と見るより大に驚き、直ちに十六人の娼妓を逐出し、自分は暗に紛れて家根傳ひに遁出しが、關所の通行出來難ければ、或農家の納屋に忍入り、藪を被りて近邊を彷徨き居り、漸く役人の眠入し透を窺ひて、逸早く通り抜けて程なく江戸に到着、兼て閑居たる葎町の口入所に尋ね行き、奉公口を求めしかど、請人なれば謝絶られ、途方に暮れて諸所を漂泊ひ歩きしに、適まボン引に罹りしは却て幸となり、夫より神田三河町の立ん坊を爲り居しか、後ち神保町の或旗本の邸に折助奉公するといなり、爾來正直を粧ひて神妙に勤めしより、少しの貯蓄も出來しかば、長く此處にも堪へ難くて、又も上州に赴きて、桐生近在にて數年の間元の購買を業とせし内、一個の糸取女を例の佞辯もて口説落し、亭主のあるにも拘はらず、遂に其家に同居せしが、佐藤の來りしより程もなく、亭主は妻と娘のお金といへる二人を残して死亡りしは、いとも怪しきとなりかし、其頃此婦人の姉にてお若といへる者も、同家に住ひ居たりしを、性淫亂なる安五郎なれば、更に之とも姦通し、様々に欺き拵へ頓てお若姉妹と少女金の三人

を伴ひ、再び東京に出来り、兼て工みしとなれば、姉妹の婦人を共に淫賣店に預けて春を懸かせ、自分は其所得を掠めて、日々活計を立て居たりしは、淺狹しといふも愚なり

六

第二回

呑口屋となる事附り材木詐取の事

佐藤安五郎は前年出京したりし折、多少の知人も出来居れば、其周旋にて神田明神下に佐藤といへる夫婦暮しの呑口屋へ奉公に住込みしが、佞智奸才に富みたれば主人に取入ると援目なく、佐藤夫婦も大方ならず信用しける、此頃上野山下に出たる麥湯女にお高といへる者ありしが、安五郎は主人の目を窺みては、夜毎に之に通ひ行きて、いとわりなき中となりしが、其後ち主人夫婦は相次で死亡し、他に親戚もなかりしより、其儘同家の跡を續ぎて茲に初めて佐藤安五郎と名乗りし者にて、同人は是迄姓名を詐稱すると二十四回の多きに及び、一定したる姓名なかりしといふ、安五郎は是れより麥湯のお高を妻となし、桐生在より連れ來りしお若等姉妹をも引入れて暮せしが、程なく京橋區靈岸島港橋の近傍なる富島町一番地に、土藏付きの家を借入れ、此所に移轉して呑口

屋を營ひ傍ら、種々の悪事を企圖みけるが、一策を案じ出して、妻たかど一人の男を従へて、一歳野州日光へ旅立ちつ、同地の材木山を聞糺し置き、妻のみを召連れ或在所に入込みて、村内第一といはるゝ豪家何某を訪ひて言へるやう、我等は日光見物の爲め家内同道にて出たるが、序でなれば材木取組たし、と實しやかに言入れけるに、田舎氣質の者なれば、佐藤夫婦の外貌美しく装ひたると辯舌巧みなるに欺かれて、上客なりと思做し、是非宿泊あれと勸むるに、囊中一錢の貯へも非ざりし佐藤は、仕濟したりと思ふ心を色にも見せず、其夜は其所に一泊し、翌日主人の案内にて其所有の材木を檢分するに、上等の品多ければ、早速百五十圓代の約定を取結ひぬ、斯て四五日を経たる時、東京よりの飛脚なりとて一人の男尋ね來り佐藤に向ひ、東京の御店にては、諸方の得意先より種々商法上の問合せ申參れ共、番頭のみにて分り兼ねる餅け口之有るに付き、旦那の御返りを待ちたれども、餘りの延引故迎ひに參り、漸く尋ね當りたり、と述ぶるに佐藤は亭主に向ひて、聞かるゝ通りの始末なれば、番頭手代のみにては大なる手違あるかもしれず、是より出立して用事片付次第再び出張すべし、

七

就ては急ぎの旅行には家内は邪魔になる可ければ、再度の出張まで御泊め置下されたく且つ手付金も御渡し申たきも、急の場合には多少の準備を要すると故唯今は其意に任せず、尤も家内も御厄介を願ふなれば、別段御掛念の事もあるまじ、されば材木は伐採次第に、東京神田鎌倉河岸某店へ向け御送りありたしと相談しけるに、亭主は欺かるゝとは露知らず、安五郎の言ふが儘に承諾しければ、早々出立したりけり、此飛脚は兼て安五郎が申合めて、日光の宿屋へ残し置きたる男なりけり、残りし妻のたかも亦た、謀合はせしとなれば、まめくしく立働き、家内一同の氣嫌を取ると巧みなれば、皆な佐藤夫婦を正直なる人々とのみ思ひて、一日も早く出荷せんと、大勢の人馬を集へて、数日の内に約束の材木を送出しければ、たかは之を見るよりも、最早よき時分なりと思ひしかば、夫安五郎が出張の延引は、他に情婦の出来し爲め、我身のとも商法も惚れ果たる爲めならんと、騒ぎ出して、其機嫉妬の餘り發狂したる如くなれば、家内の者は持餘し左程に心配の事ならば、歸京せらるゝ方宜しからんと勸むるに、たかは謀計圖に當りて、體裁よく言ひくるめて歸京しけるが、其前既に材

木は鎌倉河岸の某店に着したれば、安五郎は直ちに之を六百圓に賣却せしかど始めより我本店は知らせざりしかば、荷主は遂に踏倒されぬ、憎みても餘りある所行ならずや

安五郎は此金をもて皆な店賃其外の借財に使用し盡し、尙ほ職人に仕拂ふべき賃金も滞りがちなるに、呑口製造も抄々しからざれば、前の如く若姉妹妻のおたかも諸共に、毎夜賣淫を爲さしめけるが、茲に日本橋蠣殻町三丁目壹番地に、同じ呑口屋を渡世とせる宮崎といへる者あり、安五郎は宮崎の得意を我店に奪はんと心に企みて、宮崎の妻の我より年長にて、容貌も左程美しからぬを口説きて姦通したりしに、程もなく夫死亡りて、其子詮三は幼少なれば、職人として安五郎方に引取り、宮崎一家は總て安五郎か心の儘に振舞ひけるが、詮三は年長くるに隨ひて、父の死去せる有様より世間の噂安五郎の振舞心に落居ず、快からぬ事のみにて、佐藤の家を出でしかども、母は猶も安五郎を我家に引入れ樂しみ居りしに、終に其奸策に陥りて、蠣殻町の住居も出来兼ね、母子諸共何處へか立退きしといふ、其他の悪事は數るに遑なかるべし

第三回 觀元木島氏へ入門の事

鬼の女房に鬼神とやら、安五郎が妻のたかも、麥湯女に出でし頃より、下等社會の惡習に染みて、安五郎と諸共に不貞の事のみ爲せしかども、流石に女の心弱くて、夫の惡業日増に募るに、常に心を痛め居りしが、茲に日本橋區蠣殻町二丁目一番地に住する並木かねと呼ぶ女髮結あり、たかを得意として、佐藤方へ惡意に出入したりけるが、或日たかは、かねに向ひて吐息つき、安五郎と添ひし以來夫の惡業甚しく、何時止むべしとも思はれず、心の安まる時はなければ、妾の口より洩れもせば、殺さるゝのは知れてあれば、今まで秘し置きたるが、何かの神信心でも致させて悔悟する方もなきものかと、語るに髮結は膝を進めて、左るとならば辛ひ兜町四番地に、木島大照齋とて、人道幹枝學を教導せらるゝ先生あり、妾が娘のふも聊か不心得の廉ありたれば、木島先生へ入門させしに、此頃は太く心を入替へたる様子なれば、喜ばしく思ひ居れり、佐藤様も木島先生へ入門せらるゝこそ宜かるべけれど、説勧めしとありといふ、こは是れ明治十八年暮のときに、並木かねが娘のふを同道して、木島氏へ入門さ

せしは、其年九月七日にして、現時は此母子の者は佐藤觀元方へ下女ともつかず入込み居れり、然るに明治十九年一月中、木島氏方に駈來りて、斷りもなく同氏の表二階へ駈上りし男あり、見れば廣袖の衣類を着て、縮入反の三尺帯を締め、様子恠き者なれば、家内の者咎めしに、其男恐るゝ、唯今往來にて惡者に追駈けられたれば、暫時庇保ひ下されたしと頼みしより、其儘に爲し置きしに、少時して歸り行けり、現時の權大教正勸理學會長佐藤勸元と大袈裟に世間を嚇す人物の本性は、此廣袖に三尺帯の男と知らば讀者も呆れ玉可し、其後ち數日を経て、木島氏へ入門し度き旨申入れたる者を見れば、嚮に駈込みし男なり、其名を問へば即ち佐藤安五郎と答へ、扱て先日無禮の段は、兼て盲目の者より金子を借り、數度の督促に達ひたれども、返済を怠りしかば、目の見ゆる者案内者となりて我跡を付け來り、御門前にて彼盲目に知らせしかば、彼の怒り甚しく杖を振廻し追來るより、已むを得ず逃込みたる次第なりし、就ては是より入門の上、改心致したきに付き、御許し下されたしと、懇ろに願ひしが、木島氏いさやう、貴殿の性質は詐欺の惡癖ある者なれば、到底入門は許し

難し、若し之を許しなば、又も教法の詐欺を爲す可し、其上幹枝學は左程の學力を要せざれど、貴殿の如くいろはも讀めざる者にては、其理を解する容易ならねば、寧ろ家族の者を入門させ、其者より教示を受ける方便利ならんと、堅く謝絶したりしかど、佐藤其後ち十數回訪ひ來りて、入門を請ふて止まざれば、木島氏は已むを得ず、されば既往の惡事を白狀して、且つ當會規則に従ひ、紹介人を以て申込むべしと、答へしに則ち彼髮結の娘の女を同道して、誓文を納れ入門を許さるゝとなりたり、前回迄に掲げし觀元が素往來歴は、此時木島氏の前にて自ら白狀したる者なりと知り玉へ、偕て其誓文寫しは左の如し

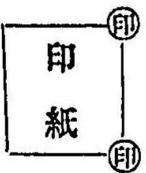
誓旨神文狀

東京京橋區靈岸島富島町一番地

東京府平民

佐藤安五郎

天保十三壬寅十月十四日出生



自分儀貴下御發明相成候天眞神術大礎幹枝經幹枝組誌活潑術學豫て執心よ

り今回貴教に従事し我身に天稟固有せし幹枝活潑の權限を大審而其剛柔德僻災疾のあるを知り起運遁災樂僻明德立志修整の身知を感哲し而て滿天下の生類活氣萬物を救濟せんことを計畫す最も幹枝活潑の滋奥を即卒業に至ると雖も幹枝傳緋免狀未得中は他人は勿論親子兄弟門友と雖も猥りに御傳書貸借謄寫脱漏濫用を要せず若し之を犯さは大礎幹枝及び天神地祇の冥罰を真る者なり其ため證人參坐謹而連署仕候仍て神文如件

右本人

明治十九年二月八日

佐藤安五郎 印 朱

保證人

並木信女 印 黒

元より無學文盲の佐藤なれば、かゝる常人にも解し難き新熟語を陳べし神文の意を解せざるは勿論なれど、如何なる誓も命せらるゝが儘に爲し置きて、只管入門を望みしは、彼唯だ教法をもて私利を營まんとをのみ目的としたればなりき、

其後、明治廿年の初めつ方、佐藤は靈岸島富島町香口屋をば、妻たかど其父兩人に打任せ、自分は木島氏の引立にて、御嶽教管長に依頼し、權大講義の教職を請受け、木島氏門人として、佐藤照泰と名乗り、現時の住所即ち下谷御徒士町二丁目十六番地に、判定所を開き、自身の判定出來ざる者は、木島氏自ら之を判し遣りて居たりしが、木島氏へ入門の際より漸く數字等を習ひし位の男なれば、當時深川區入舟町貳番地に住居せる松原融といへる開業醫師と協同し、多くは松原に判定を任せ置きたり、此松原は佐藤が桐生在より勾引し來りし姦婦の一人お若を娶りて妻とせしかど、毫も佐藤と通じ居たるを氣付かざりしといふ、然るに安五郎の照泰は、木島氏が其社中なる芝區の谷合大助に、幹枝學術に關する書籍を貸付けあるを知りたれば、木島氏の使者と詐りて、該書籍を借來り、之を剽竊せんと松原融に賄寫せしめけるに、松原も何卒して此書籍を手に入れんと思ひて竊に手段を廻らしけるが、我が妻お若の姪にて、桐生の系取女の娘なるおきんは、佐藤の爲めに陰部に傷を負はされたる程なれば、安五

郎を思ひと蛇蝎の如くなれど、僅に十六歳の少女のととて、一個にて逃出す決心も得せず困り居れるを見て取りて、松原はきんを教唆して、盜取りたる書籍の原本を携帶して、横濱指して遁走かじめたり、佐藤はきんの居らざるを氣付しより、其狼狽一方ならず、狂氣の如く騒立ちて、其日出入の者を取調べしに、融は安五郎を欺きて、今日香口屋の新七参り、おきんと小蔭にて何事かを密話き居たるやうなれば、多分同人の所爲ならん、と告ぐるに流石の佐藤もうかと信じて、飛ぶが如くに富島町へ馳往きぬ、此新七は、姓を廣岡といひ、靈岸島の香口屋印即ち安五郎の店の職人にて、常に下谷御徒士町と香口店の間を往復して使はれ居たりしなり、去程に安五郎は香口屋に至り見れば、新七は常の如く、職場に在りて仕事を爲せるを、佐藤は慌たしく土藏の裡に呼込みて、言葉鋭くきんの在所を詰問すれど、新七は寝耳に水にて、何も知らずと答ふるに、佐藤の怒りは烈火の如く、持てる鑿にて新七を突殺さんと爲しければ、此方も一生懸命に鑿をもぎ取り逃れしかども、遂に香口屋に入れ置ける物置の中へ閉籠めて錠前固くしたるは、彼を殺さんとの下心と、見て取りし妻のおたか

は、急ぎ兜町なる木島へ、駈付け、只今安五郎は新七を殺さんとして、土藏に押籠め錠前を卸したれば、先生の御説諭を願ひたし、と言入れしも、其時木島氏は久邇宮殿下へ幹枝學講義申上る爲め、京都に赴きて不在なりしが、妻君は氣丈の婦人なれば、早速香口屋に至りて佐藤を土藏の裡に呼び入れ、種々説諭の上、出刃庖丁と鍵とを取上げ、たかに渡して歸りたり、新七を土藏に入れしとはたかが慌てし餘りに物置と間違ひしなり、かくて物置より出すが否や新七は、奪ひし鑿を持ち乍ら、交番へ訴へんと走行くを、たかを始め店の者漸く引留め歸りしが、新七は佐藤の權幕の恐ろしさに、又も土藏に逃隠れしを、安五郎の憤りは更に解けず、益す手酷く責付るに、新七も詮方なく、如何にもきんを連出せしに相違なし、尤も京橋區棋町廿九番地鈴木茂雄方へ連行きたれど、同人方へは置かずして、他へ隠したるとなれば、私同道に非ざれば、渡すまじきと述べけるに、さらばとて、佐藤は新七と伴ひて出行きけるが、新七は日本橋區坂本町警察の前へ至ると齊しく、此處なりと立止るに佐藤も去者、直ぐに警察署に駈込みて、唯今此新七なる者大切の書籍を盗みたれば御訴申すと、陳立つ

るに警官は新七を取押へんとしけるを、新七は又た一伍一什を説明せしかば、佐藤は其場にて拘留の身となりぬ、然るに妻たかど前ひに父某は、頻りに新七を宥め或は人を頼みて熱談に及びしより、新七も已むを得ず思止まりて佐藤を發狂と言いなし、三日の後ち願下げとなりて放免せられしが御徒士町に歸りて後は、新七は容赦なり難き奴なれども、警部の説諭、皆々の説言故一旦許し遣したりと、ともなげに高言し居たりしは、何處まで鉄面しきぞと聞人毎に呆れ果てぬ、されば書籍は盜難にあひたる旨、木島氏へ種々に説言して漸く事済となりしとぞ、

松原融は兼てより佐藤と中惡しき上、書籍を窺み取りたれば、最早分離せんと決心して、佐藤に向ひ、貴殿の判定は何一つとして當らざれば、看板を下さる方よかる可し、且つ常に閨房の事なぞ猥褻醜汚の談話のみを喋々するは、幹枝術の教に背ける者ぞ、と攻撃せるに、佐藤は、拙者が判定は誤まりしとあらず、若し去る事もあらば直ちに看板を外す可し、と互ひに言募りしが、松原は佐藤が失策の數々の例を引出で、詰りし末、自ら立て看板を引卸せしに、佐藤

は陸方なく木島へ馳往き、金五圓を借受け、之を松原に與へて謝したりしは聞
くも汚らはしき話しならずや

十八

第五回 觀元神習教と密約の事

然るに其頃は、まだ抄々しき儲けもあらざりければ、二十一年一月の末、前橋
にて一仕事せん者と、同地を指して赴きぬ。此土地は先年惡事を働きて、命か
らく、逃出し處なれども、年月過ぎしとなれば誰知る者もあるまじと、大膽に
思定めて、同所へ出張し、大蓮寺といへる寺院を借受け、吉凶禍福の判断など、
口から出任せに、數多の人を欺きて金錢を騙取りしが、遂に前橋警察署にて罰
金に處せられける、當時の言渡書は左の如し

即決言渡

東京京橋區靈岸島富島町一番地平民
酒造道具職工

佐藤安五郎

四十七年

其方儀明治廿一年一月十九日廿日兩日間群馬縣上野國東群馬郡前橋堅川町
十四番地大蓮寺に於て妄りに吉凶禍福を説き人を惑し利を圖りたるものと
判定す其證據は被告か自白の供述及び同前橋本町十八番地高野豐吉宅の壁
に貼付したる廣告文に徴し事實明瞭なり之を法律に照すに刑法第四百二十
七條左の諸件を犯したるものは一日以上三日以下の拘留又は廿錢以上一圓
廿五錢以下の科料に處すとあり其第十二項に吉凶禍福を説き又は祈禱符咒
を爲し人を惑して利を圖る者であるに該當す依て被告佐藤安五郎を科料金
一圓廿五錢に處す

但し此裁判言渡しに對し違警罪裁判所に正式の裁判を請求せんとする時
は三日以内に其申立書を當署へ差出す可し

明治廿一年一月廿一日

東群馬南勢多郡警察署長

警部 池永和七郎

右正本に依り謄寫す

前橋警察署在勤

巡查 時 田 伊 八 印 朱

明治廿一年一月廿七日 印

されば此時、前橋警察署よりは、御嶽教管長へ電報にて問合せ来るなど一時大騒ぎなりしかども、安五郎の照泰が歸京の上、又も糊口に窮せんとを憐れみ、木島氏は佐藤に懇々説諭の上、御嶽教管長橋氏に請ふて教職剝奪を免れしめ、唯だ九十日間の謹慎と、權大講義の免状を百日間取上げしのみ止めたり、夫より更に五行術を教授して、又々御徒町二丁目へ出張せしめ置たるに、一百日に満る前日、木島氏は一時取上げたる辭令書を渡さんとして、照泰を呼寄せたり、然るに安五郎の照泰は早速参りしが、喜びて之を受くべしと思ひきや、左はなくて何れ家内とも相談の上願ふべしと言置き辭去りしが、翌日に至りて、人を以て言しめけるは、我は既に神習派管長芳村正乘氏の依頼にて、同氏より一級を進められ大講義の辭令を得たるに付き、最早當方には必要なければ其儘返却致すなり云々と、知りたる者は鬼か蛇の思ひをなし知らざる者は大先生と思

ひなす佐藤觀元といへる、新聞紙上四段打抜の大廣告に社會を欺く名號は此時より予命けられける、是れ迄は矢張照泰と稱へ居りしなり、元來神習教派管長芳村正乘氏は、幹枝學を希望して之を引入れんとを企圖み、替て人もて木島氏を勧誘せしに、木島氏は既に御嶽教派に屬し居たれば、之を謝絶したりしが、佐藤は兼て此事を知り居れば、扱ころ芳村に取入りて、其部下に屬するとはなりけると言、元と神道八派には、規約を以て、甲派の者乙派に轉せんとする時は、兩派の間に充分事情を探討し、交渉の上異議なき時、初めて之を許す可きに、芳村が規約を無視し、徳義を省みずして此舉措に出でしは、深き情實のあるとなりと聞けり、編者が此稿を起すの前、遍く取調の材料を求めしに、某氏が去二日付けを以て寄せられし書簡にいふ、目に一丁字なき觀元が、詐欺に妙を得たるは驚く可き程にして、今日迄大教正の肩書あるは、神習教管長に年々百圓を出すの密約を爲し、且つ金持らしき客の來れば、其判斷に現はるゝ所にては神習教を信すべしと説勸めて、多人數を神習教に誘入れ、取得たる金子を山別にするの約束を爲し居ればなり、勿論神習教は、金五圓を

納むれば中教正を興へ、金十圓を納むれば大教正を興ふる例にて、教導職は金
錢にて賣買すれば卑劣汚行の人物のみなり、我國神道の振はざるも亦た宜なら
ずや云々とあり、慨はしきの至りといふべし。

第六回

下男病死の事附り判事の娘を奪ふ事

神習教に入りし後は、性來の山氣を十二分に發揮して、種々の奸策を廻らして
は、金錢を奪ひ掠め、或は判断を請はんとて來る婦人を手込めにするなど、惡
業數ふるに追なきも、其奸策に陥りし者は、皆な己れが不注意疎漏を耻ぢて
語らねば、觀元は善き事にして、益す非道を働きける、去明治廿二年の頃日本
橋區鼓町の雇人口入所に至りて、少しく筆の執れる者を雇ひたしと頼みしに、
程なく年齢四十有餘の男を遣はしければ、給料三圓の約定にて召抱へしが、同
人はいと謹直の者にして、六十圓餘の所持金を大切に秘め置きけるが、適
ま脚氣病に罹りて足腰立たずなりしかど、佐藤は例の如く堅く醫師の診察を受
くるを許さず、自ら藥を宛がひしに、俄かに病重りて死亡せしが、佐藤は醫師
の死亡證明書を得るに當惑し、種々苦心の末、漸く妻たかの親戚なる、京橋南

小田原町四丁目四番地片岡方同居の醫師渡邊福吉といへるものありしを、たか
を遣はして泣付せ、死亡證書を得たりしが、最初より口入所の關係を絶ちて直
接の約束に更え居たれば、死体を引取る人もなく、僅か五十錢を出して投込埋
葬を爲し、所持金六十圓をば着服したり、然るに渡邊福吉は、佐藤の惡事を聞
しより、早晚發覺の曉には、我身も連累せられんとを恐れ、東京を出奔して、
今は或る地方の縣官を勤め居れりと

又た同年中の事なりしが、觀元が某縣地方に出張して、例の大法螺を吹立てし
折、同地裁判處詰某氏が、判定依頼の爲め來りしに、種々談話の後ち言ひける
は、我が娘は性來惡癖ある者にて、學校に行けば朋友の物品を窃み、或は教員
と密通するなど、不正のとのみ多ければ、遂に退校を命せられしかど、品行更
に直らずして、親々の顔に泥を塗ると屢々にて、到底終りを克する者に非ざれ
ば、寧ろ今の内手打にせんと思ひしとも幾度といふを知らず、何とか方法のな
きものによ、と尋ねられて奸佞なる佐藤はいと面白しと思ふ心を色にも見せず
さるとならば拙者の觀理學を以て其僻を改めしむるは、いと容易きとなれば、

御差支なくば拙者の許へ御遣はしあるべしと答ふるに、判事は大に喜び早速約定を結びて、娘を東京なる佐藤の許へ送越しけるが、親元は固より其教育などには思ひ、直ちに之を妾となして、佞辯を以て手なづけ置き、夫婦の約束を爲せし上、更に妻たかに向ひて、我も其方も盲目目にて、往々困るとあれば、假に此女を妻となし置んどの考へなり、さすれば是にて一仕事あるとなれば、其方は當分別居し呉れよ、と相談しけるに、たかも去る者、一も二もなく承知して、即ち判事某氏へ向け無妻の趣きを以て、娘御を買ひ受けたしと申入れしに、飽まで欺かれし兩親は、そは望む所なりとて、金子衣類を過分に添へて、親元に娶せたり、これより則ち現時の妻にて、其後ち先妻のたかも引入れ、御徒士町三丁目に兩人の女を同居せしめ、たかは現時の妻を、始終奥様と稱へ居れりと

第七回 顯眞術學會久佐賀義孝の事

去明治廿三年中となりしが、佐藤の宅に久佐賀萬吉といへる者、夫婦連にて來りしが、同人は當時犯罪ありて警察の目を忍び居りし者にて、暫時庇保ひ呉

れよと頼みけるに、佐藤も何か身の上の一大事を久佐賀に知られ居れば、謝絶りかねて請ふが儘に、我家に潜伏れさせしが、其舊惡を洩すともやと憂慮ひて、口止の爲めに現時の妻に言ひ含めて、久佐賀と密通なさせしめし上、久佐賀の期満免除となるを待ちて、芳村管長に相談して、権少教正の教職を買ひ遣り、専ら其徹心を買ふとにのみ勞しける、然るに佐藤は、先頃松原融に賂寫せしめたる書籍に、假名を付くるとを久佐賀に頼み、二階に在りて假名つけ居たるが、久佐賀も狡猾なる人間なれば、亦た松原がなせし如く、此書籍を剽竊せんと、密かに賂寫し居りたるに、佐藤は其餘りに時日を費すを不審に思ひ、二階に上りて彼寫本を見出せしより、其怒り甚しく久佐賀と一塲の喧嘩を始めしが、久佐賀は早くも我妻に書籍を渡して逃去しめ、自分も亦た跣足のまゝに表へ飛出すを、佐藤も續いて飛出せしに、久佐賀は遂に神保町なる、神習教派御嶽神社に駈込みしかば、佐藤は直ちに追駈け行き、芳村管長に申立て、久佐賀は即時に教職を剽奪せられ、其旨神道八派に布告せられぬ、其後ち久佐賀は本郷眞砂町三十二番地に學會を設けて、府下の諸新聞に誇大なる廣告を掲げ、其名を顯

眞術と稱して、東洋のメスメリズム杯と吹聴して世人を欺き、名を義孝と改めて、佐藤よりも劣りたる判定を爲し居れるは、世の人の知る所なり、此久佐賀は如何なる譯にや、左りの腕のあらざる由なり、

茲に可笑しき話しあり、其頃木島氏の社中にて、深川區森下町新聞賣弘所坂井喜代藏といへる人、久佐賀義孝の傳書と稱ふる一冊を携帶し、木島氏の許に來りて言ひけるは、此書は地方の人より借受けたるが、御當家の傳書に似たれば御覽に入るゝなりとて、木島氏妻君に示せしに果して剽竊せる者なれば、妻君は早速佐藤の宿所に至りて詰りけるは、貴殿より外、猥りに他へ傳播するは迷惑なり、右は如何の譯なるや、といへるに佐藤は大聲を擧げて泣出し、(佐藤は時々泣くとに妙を得たりといふ)久佐賀の野郎は大切の書籍を持述して鑑定所を開きしなりとて、前の事情を説立つるに、然らば之より久佐賀の宅に同道せんと促したるも、佐藤は、明日迄御猶豫下されと頼むにぞ、翌日を約して歸宅し、扱て明くれば木島氏の妻君は立出んとする折しも、適ま社中の辯護士大塚秀雄氏來れるより、幸ひのとて同人を伴ひ、佐藤の許へ立寄りしに、觀元は

何に思ひけん、當時都新聞社員なりし天野某、雷新聞の社員長坂某並びに萩原眞海(此者の話し次回に出つ)の三人を伴ひて、眞砂町なる久佐賀方に至れば、義孝は之れを見ると齊しく、未だ一禮も畢らぬに、驛荒げて佐藤を睨み、此馬鹿野郎、何用ありて参りたる、貴様の首を次ぎあるは、我が庇陰と知らざるか、以前のと言ふてもよきか、と悪口雜言止まざるに、佐藤は之を聞きて大に弱り貴様も我が庇陰に助かりしぞ、貴様の腕のなき緣由を知れる者は我れのみぞ、と答へし斗りにて、初めの勢ひに似もやらず、姿れ返つて言葉もなきに、一坐の者も呆れ果て、手持不沙汰に居たりしが、佐藤は如何なる積りにや、突然に義孝に向ひ、貴様は國會といふと知れりや、と詰るに久佐賀は取合はず、皆機何の爲めに斯る馬鹿者を召連れられしや云々と語る折しも、佐藤は又も、久佐賀手前は國會といふとも知るまじ、能く聞き置け、國會とは國事犯のとなるぞ、と一層聲を張上げしには、同行の人々も餘りのとに、腹を抱へて笑ひしとぞ、かゝる有様なれば到底談判の要領を得ざるより、一同佐藤の許迄引取りしに、前の新聞社員天野長坂の兩人は、突然木島氏の細君に向ひ、貴下の方には

不都合のとある由聞込みたれば、新聞にて攻撃す可し、と囁し半分と言ひかけしは、何か情實のあるとなるべし、木島の細君は之を聞き、そは毫しも差支へなし、明日にも來られなば、内幕の有様をもれん目に向け、随分攻撃の材料をも與ふべし、と言置きて別れしが、其後沙汰もなかりしとぞ

萩原真海並に渡邊文京の事

附り小西如泉の事

全じく明治廿三年のとなりしか、横濱に住せる落語家にて、萩原定次郎といふ者あり、木島大照齊氏か横濱なる社中の請により、同處へ出張して講義を爲せし折、萩原も聴問して、其社中とならんとを願ひて出京せしが、適ま御徒士町を通りかゝりて、丑行教會又は觀理學會なる看板を掲げあるを見るより、試みに之に入りて種々談話の末、木島氏のとに及びけるに、佐藤は木島氏に對する惡口至らざるなく、且つ木島氏は悉皆奥傳までの傳授料壹千圓にあらざれば譲らず、拙者は木島氏の傳授は不殘得たるなれば、僅かの金にて教授すべし、と申せしに萩原も是に欺かれて、遂に佐藤の家に在りて、判定の筆記に従事する

とははなりぬ、然るに佐藤は日々世人を欺きて、掠むる金員は少なからねど、元と放蕩の者なれば、諸方の負債は山の如く、其爲め下谷裁判所より召喚せらるゝと度々にて、其度毎に萩原は代人として出庭したりしより、佐藤が年來の一大秘密（是は久佐賀義孝と佐藤の家族のみ知り居りて堅く他言を禁せりといふ）の、殆ど發覺せんとせし時、既に萩原に知られしかば、又もや口止めの爲にとて、曰か妻を萩原と通せしめぬ、妻は最初は此事の洩るゝを拒ぐ手段の爲めに、萩原に通せしかども、後には萩原の男振りと萬事氣の利きたるに迷込み、深き中となりしにぞ、觀元は俄かに嫉妬の心を生じ、些細なる事にも不足を言て、定次郎を出て行けがしに扱ひしが、萩原も女に未練は残りたれば、暫時は辛抱し居たりしも、遂に是も亦た書籍を窺かに謄寫せし上、佐藤を去りて、其後ち芝區南佐久間町二丁目十八番地毛利邸内に、神通學館といへる者を設立し、名を萩原真海と號し、去年より元繪入自由新聞の小説作者花笠文京、實名渡邊義方を館主となして、神通發秘と題せる書籍を賣弘め、傍ら諸人の吉凶判断を爲し居たるが、昨年四五月の頃、同新聞に深川材木屋の女房某か神通學館の庇

陰にて、病氣本復せりなぞと記載せしも、全く無根の事にして、この渡邊の縁故をもて、我商賣の爲め新聞紙を利用せる者なりとの噂あれど、これは能々取調の上續編に記載する所あるべし。

又た小西廣吉といふ者あり、神田小川町にて古釘延しを業とせるが、元と木島氏の門人なりしも、例の佐藤の佞辯に欺かれて其手下に使はれ、少しく六ヶしき判断は、小西が他人より托せられし者の如くに粧ひて、木島氏の判定を乞ひて佐藤に報告なし居れるが、或時門人木島氏に向ひて、小西は觀元の手下となりて、其爲めに判定を請ひに来れるは惡むべき處業なり、之を謝絶せらるゝこそ宜しからん、と言ひけるに木島氏は、否とよ小西は佐藤より頼まれ参るとは疾より承知する所なれど、夫故却つて一層町噂に教ゆるなり、佐藤の所爲は惡くけれど、是に依頼する人々が、觀元の爲めに誤らるゝを、氣の毒に思ふなりと答へしといふ、其後ち小西は如泉と號して、日本橋村松町に鑑定所を開き居れり。

第九回 廣告の詐欺其他姦淫の事

廣告を以て世人を欺く者、枚擧に遑まらずと雖も、觀元の如く鐵面なるは、古今東西稀れなるべし、左に載する所を見よ

衆世上に陰陽五行干支又は四季節活動を用ゆるを名とし或は何術何會何々館なぞ、唱へて世にあるまじき虚構の逆理を妄用し以て米相場を顯はすとか商法の必勝法を教ゆるとか又は人事萬件を顯明するとか自稱し漫りに世人を瞞着して私利を是れ營まんとする姦輩多きが爲めに世上或は余か術學をも亦た此等の者と同一ならんかとの疑ひを抱かるゝ者ありて今日迄其問答の書面に接すると夥しく一々之に回答するの暇あらず仍て若し余か推究せる商法必勝秘密は勿論鑑定明細表新撰秘傳書等其他のもの本書記載の活動何一つとして顯はれざるか又は古より今日に至る迄一人たりとも萬物活動の眞理を顯はし用ゐたる者ある證を舉げ來らば途の遠近を論せず來會者の往復入費を悉皆支辨したる外尙ほ謝罪の意を表する爲め金子五百圓を其場に於て捧呈す

五行教會本部長兼觀理學會々長

隨分巧なる法螺といふ可し、此巧みなるに欺かれて、大枚の金を出せるも、鑑定といふは名のみ何一つあたらずして、ひどき目に逢へる者、府下は申すに及ばず全國其數を知らざるなり、されど是等は猶ほ佐藤の廣告中には、穩和しき者の中なり、彼の「釋迦や、孔子や、ソクラテスや、基督や、皆な淺薄にして取るに足らず、至善至樂の大地を顯示せる者なきを慨き、三十二年間修行を積み學問を究めて、一大真理を發明し、普ねく悲喜の蒼生を救済す」云々との意味を述べたる長文の廣告の如きに至りては、唯だ呆れ返るの外はなし、釋迦にも孔子にも出來さるとが、自分の姓名を書くとすら出來ざる觀元に出來得可きや、是等の廣告をこそ、盲蛇物に怖ぢすといふなるべし、されど迷ひ易きは人心にて、欺かるゝと知りながら、欺かるゝも少なからず、其一二の例を挙げれば、明治廿四年八月、佐渡國雜太郡二見港澤田清次氏は數年足痛に悩み居れるが、佐藤の廣告を見て鑑定を受けたるに、金十圓を送らば治すべしとの事なれば、同人は貧苦の中に無理算段して金子を送り、全治の法を求めけるが、

佐藤よりは例の日取り様の譯も分らぬ物を送りしのみなるに、澤田は斯る者にては到底實行し難し、と申遣りしに、さらば病氣は全治せず、と答へしのみにて、其後は一向に取合はず、澤田は更に送金を返却されたし、と請求せしに、一旦手數の上は返金せずとの申分にて其儘になりしとぞ、又た足尾銅山事務所林四郎氏も年來の難病にて困り居し際、廿五年一月佐藤の廣告の爲めに欺かれて、莫大の金を掠取られ、高知縣香美郡赤岡村の弘田穰氏は同年三月中、其鑑定を求めしも何一つ當らざるに、新聞廣告の通り賠償を請求せしも、觀元は恬として取合はざるに、同氏は大に其欺かれしを悔み居れり、府下烏森町壹番地蒲鐵之助氏も亦た同し頃、佐藤の甘言に誑かされて、かくくせば立るに商買繁昌して數千圓を儲かる可し、といふに任せて同町五番地より四番地に轉居せるに、其翌月愛宕下町出火の時に類焼し、其外爲すと盡く食違ひて、遂に身代を潰したるは、いと氣の毒のといふべし、其他貧に迫り病に悩みて苦しめる人々の、無理算段して調へし鑑定料を食りて、鑑定の際らぬ時は、空噓きて取合はず、されば其奸策に落し者皆恨み怒らぬはなき、觀元が行末こそ危ふけれ

其他いと無残なる話しは、去廿四年の頃、淺草の一人商人、十余歳の子供もありながら、不圖遊蕩に耽りて、内を外にして放埒を極め、何時已むべしとも思はれざるに、妻は種々に心を碎きし折柄、佐藤の事を聞き込みたれば、御徒士町へ赴きて佐藤に會ひ、事情を語りて善き方法はあらぬや、と尋ねしに佐藤は點頭き、ろは譯もなし、先づ肝心なるは金を見付からぬやう注意して、貴女の体軀に付け置く方宜しからん、其他の事は他聞を憚る秘密に付き、出入繁き當會にては話し難ければ三丁目の別荘へ来るべしと、告げけるに、婦人は佐藤の言葉に従ひ、數日の後三丁目へ尋ねしに、佐藤は是を一室に誘ひ、前後不崩の話し末、無殘にも其場に強淫を逞げたりとぞ、されば彼婦人は恐ろしさに、早々に逃歸りし後ち、少時して氣を落付け、見れば金子は胴巻諸共無くなりたるに彌上驚き、無念骨髓に徹すれども、他言も出来ずれめとと泣寝入りとなりし由、嗚呼鬼か人か、親元か行跡は肉を食ふも飽足らじ

是も廿四年の頃なりしが、静岡縣下の某といへる者、佐藤の秘傳を得んものと所持の公債證書を賣拂ひ、妻と娘を引連れて出京せしが、佐藤は例の巧言にて

説付け、御徒士町三丁目の別荘に宿泊させ、荒唐無稽の口傳を爲すに、何某も呆れ果てしが、所持の金子は盡く巻上げられしとなれば、詮方なく滞在せるに、淫亂なる佐藤は又も其娘を捕へて屢ば強淫するに、兩親も之を見兼て立去らんとすれば、佐藤は宿泊料に拍ひ、容易に此處を去らしめず、益す厭愁を恣にするにぞ、三人は隙を覗ひ逃出して親戚の許に至りて、公然出訴せんとしたりしかば、之といふ證據もなく、其上親戚なる婦人は當時の或貴顯の外妾なりしかば、或は大臣の名前の新聞などに曳出さるゝとありては相濟まず、と其儘になしたるが、毒惡非道の親元は、猶ほ飽足らず、其人々を探出して、宿泊料とて八十圓の金子を請求の訴訟を起せしより、遂に彼娘を苦界に沈めて消印したりといふ、聞くさへ恐ろしき所爲ならずや

佐藤は平生暇あれば、昔し仙臺にて通用せし角錢を數へ居れり、何の爲めにするやと問へば、我が是迄犯せし婦人の數を調べ居れりと答ふるを、これに至りては、編者も覺へず筆を擲たり

第十回 鑑定大間違の事

前回到述ふるが如く、佐藤觀元は新聞紙其外雜誌書籍の廣告にて、三十二年の間難行苦行し、釋迦も孔子も耶蘇もソクヲテスも及びなき一大真理を發明して、世界萬物の活動の原理より未來の出來事一切前知せざるをなく、商法に於ては、此術を以てする時は、薄資本にて未見未聞の地に至り、多辯を要せずして金銀荷物を運轉すると車輪の如しなると、大法螺を吹立てしかど、其實相は忽ち小栗大三郎氏の爲めに見露はされぬ、去年三月の頃、神田和泉町一番地に住せる小栗大三郎といへる人は、銀座二丁目の永井何某と共に、北海道にて一事業興さんと思ひ立ちしも、永井の人となりを詳しく知り居らざれば、佐藤に永井の生年月と金子を送りて鑑定を請ひたるに、觀元は同月十七日一篇の鑑定書を送りしが、其中には、此人の旅行等の義は開運明細表にある大吉の日より着手すれば、大吉となるべし、行爲性質は山がよりしとを爲さず、正路の業を勵まば備はる性なりなと愚にもつかぬとを並べし末、掇記して曰く

但し運不運は幸運となし一人前の智恵なれば百人前を立越ねたる智恵となし耐忍力肥臆力を増さしめ業務は必ず繁榮となし人々の性質賢愚強弱は勿

論有無形季候の順不順諸相埒の高下變動及び萬物活動を前以て知り一代困るとなく開運無病を祈らんとするには多分の手敷を要するを以て書面鑑定

の部にては難盡これには別に開運増福法秘傳五冊の内に明かなり
 と是れにて佐藤か甘言を以て秘傳書を賣付け、多くの金錢を食らんとするの根性も想見るべし、然るに小栗氏は此鑑定書を得ると同時に、一應其人物を確めんと、郵傳會社へ面會の趣申遣りしに、豈に計らんや左の返事は到達しぬ

弊社前社長京橋區銀坐二丁目永井泰次郎氏へ御面談被成度趣の處全氏は去廿四年九月廿八日牛込區横寺町淺田病院にて死亡全月三十日築地本願寺院内へ埋葬相成候遺族は當今牛込横寺町荒木と申す永井妻里方に同居相成候右御返事申上候也

明治二十六年三月十八日

日本橋區通油町九番地

日本郵傳會社

斯く死去したるもの、身上を、長々しく鑑定を下して、正路の業を勵めどか、如何なる事は開運せずと、さも目前に見るが如く言ひなせるこそ可笑けれ、

其外新聞紙上に何某の病氣佐藤の秘術にて治りたりなどいふ仰々しき謝状を數多掲けたるは、皆な觀元か書記生に命じて書かせし者（自身は無筆なれば）にて、其姓名を掲げられし者は、多くは佐藤の手にかゝりて後死亡せる者なり、是等は編者が十分の調査を遂げたる所の者にて、何時たりとも確證を擧げ得べし、實に佐藤が詐欺の術、惡むにもまた餘りあり

されば是等の事、一たび世間の耳に入るや、この大惡人の面皮を引剝きて、今後毒惡を恣まにせざらんやう、懲し遣るべしとて、觀元退治の一團体起りて、運動を始めし次第は後回に述べ可し、

第十一回

教法上大詐欺證據の事 其一

許し難き淫祠妖巫の多かる中の巨魁といふべき觀元が大罪は、前に述べ來りし者の外、升に量るも數へ盡せぬ程なれど、殊に其神明を蔑るに、師恩を省みずして、唯た私利私慾を専らとせる教法上の大詐欺は、天人俱に憤る所にして、編者は是れより以下彼先師たる木島氏に請ふて謄寫し來れる證據書類を、一々列擧して以て此大惡人を筆誅すべし

廿三年中のをなりし、佐藤は其各新聞紙に廣告せる文中、日光山寶藏に納めたる書籍を拜見して發明云々、と例の大法螺を並べ立てしに、日光山に密接の關係ある某伯爵（其姓名は少しく憚る所あるを以て態ど記さず、然れども遂に讀者に報するを辭せざるの時あるべし）は大に驚かれ、これを確かむるには、先づ試みに佐藤へ入門の上、其書類を閲して取調ぶるに如かずとて、早速佐藤の許を訪ひ、入門の手續を爲して佐藤の書籍を得られし後、急使を日光に馳て寶藏の書類を取調べられしかども、固より斯る書類はある可き筈なれば、伯爵の立腹一方ならず、佐藤に向ひて詐欺の次第を詰問し、且つ言ふ横、汝の如き惡人に對し、實印を捺したる入門證を入置かば、將來該印影を以て如何なるとを工まんも知れされは、直ちに之を返すべし、と迫りしかば、佐藤は滿面汗を流して恐入り、印影を切抜て返しけるとぞ、伯爵は夫より木島氏を訪はれ、かゝる次第なれば佐藤は破門せらるゝ方宜しからんと勸告せられしに木島氏答へて、御勸告は忝けれど、余は夫を聞くにつけても、猶更破門出來ざるなり、佐藤は新聞廣告又は談話を以て、余の事につき如何に惡口すると雖も、其其心

には慥かに木島の門人といふ觀念は失すると能はざれば、同じ人を欺くにても、百人の者なれば五十人にて濟ます可けれど、若し破門する時は心の儘に振舞ひて、百人が百人迄誑かす始末となる可き恐れあれば、世の爲め社會の爲めを思ふて、予は生涯破門せざる考へなりと語りしは、木島氏か心中感ずるに餘りありといふべし

かく周到なる注意を以て保護蒸陶せらるゝにも拘はらず、觀元か木島氏に入門以來の行爲の破廉耻不徳義極まれるとは、十數回に止まらざりしも木島氏か、殆ど孔明が南蠻の孟獲を七縱七擒せるも及ばざる大量をもて之に感したりしなり。

觀元は實に、第三回に述ぶるが如く、明治十九年二月、彼の嚴重なる神文を木島氏に納れて、若し之に背犯する時は、大礎幹枝及び天神地祇の冥罰を受ける者也、その誓ひを立て、入門し、同年八月七日に至りて木島氏の引立を蒙りて、御嶽教管長より權大講義の教職を授けられしは、左の保證書履歷書、及び受書によりて明らかなり

保證書

東京京橋區富島町壹番地

佐藤安五郎

號名 照泰

天保十三壬寅十月十四日生

右ハ從來幹枝術學教授方代理可致置候處今般神道教義終身從事致度素願之旨親族保證ヲ以テ申出候間本人履歷書相添連署仕候條今般御試驗ノ上相應ノ教導職御申附被下度候右薦舉候也

右 佐藤安五郎

右本人方同居

親族 佐藤熊五郎

幹枝學師

少教正 木島文六

十九年八月七日

履歷書

東京京橋區富島町壹番地

佐藤安五郎

號名 照 泰

天保十三壬寅十月十四日生

一家業 商業

一教義 從事

一學術 幹枝術學

一性行 篤實

一生年言 觸刑無之候事

右ノ通り相違不申上候事

右

佐藤安五郎印朱

右本人方同居

親族 佐藤熊五郎印黒

明治十九年八月七日

幹枝學師 少教正 木島文六印朱

東京京橋區富島町壹番地

佐藤安五郎

號名 照 泰

天保十三壬寅十月十四日生

權大講義

御受書

右講義今日教導職御申附被下置難有御受仕候依テ終身教義ニ從事可仕候最
モ家内一流和熟ニ付本廳并ニ師弟ノ義務闕如無之ハ勿論奇怪異説及ヒ衆心
ヲ誑唆シ權威濫張等ノ舉動ケ間敷義ハ更ニ相禁シ天地幹枝ノ神祇ニ誓ヒ爲
國家將來我皇教ヲ振ハンコトヲ盡力可仕候若違犯候節ハ御達旨通り進退可仕
候爲其御受一札親戚學師連署仍而如件

右

佐藤安五郎印朱

十九年八月七日

右本人方同居
親戚 佐藤熊五郎
幹枝學師

少教正 木島大照齋

斯く觀元は受書を出して、師弟の義務を闕ぐとなきは勿論、奇怪異説及び衆心を誑かし權威濫張等の舉動々間教義は更に相禁ず、と立派に言ひ置きながら、未だ其舌の根も乾かざるに、早くも此誓を破りて諸所に大法螺を吹立て、一大失策を出来しける。左に掲ぐるは即ち當時の詫證文なり。

確證一札

東京橋區靈岸島富島町一番地
平民

權大講義

佐藤安五郎

生年月日

號名 照 泰

自分義從來御餘光ヲ以テ神術幹枝學ニ從事致居候處先般特別ノ御陰義ヲ以テ教職任補權大講義ニ預リ候間難有敬神布教可仕等之處前後忘却シ幹枝學ヲ以テ衆庶鑑定ノ爲一般へ廣告引札致シ候ニ付テハ本教又ハ學師へ一應照會可致等之處悉皆專擅シ幹枝ヲ以テ鑑定センコトヲ湯屋床場及ビ辻々ノ兩便所迄教職名ノ儘ヲ張出シ置候處過日來ヨリ右張札へ記載方ノ意見ヲ御質問ニ預リ一言ノ申分無之實ニ被仰聞候廉々一逸奉恐入候右ニ付本年四月廿八日ハ本日迄に右張置候札ノ一切悉ク剝取採戻シ候間今日ハ先他日湯屋床屋辻々の兩便所等ニ一枚ナリ出張出シ有之候節ハ任補權大講義ヲ速ニ本教へ御返上仕候ハ勿論幹枝學師弟ノ誓ヲ犯シ候義ニ付何ヶ様ナル御所分ヲ預リ候共一言モ申分無之候爲後日保證人連署ヲ以テ一札差上置奉申上候也
但シ幹枝上廣告ノ書類ハ以後ハ伺濟ノ證ヲ以テ差出シ可申如件

右

明治廿年五月六日

佐藤安五郎

右保證人

權大講義

飯谷よね印

神道幹枝學教長

權大教正木島文六殿

左の辭職證の一篇の如きも、彼が失錯の不斷なるを見るに足るべし

辭職證

一補權大講義 幹枝學師

但シ拙者專擅ヲ以テ權大講義佐藤照泰ト名紙差出シ候ニ相違無候事

右職名明治十九年二月八日被任候處本教并ニ學師ヘ對シ失錯ヲ相讓シ今更一言申分無之實ニ教導職ニ有間敷所行依テ右職名辭令ト共ニ本日返上仕候得共學師ニ於テ特別ノ御詮議ヲ以テ復職ノ御盡力被下置候趣此無上難有仕合奉存上候右ハ辭職證仍テ如件

京橋區靈岸島富島町一番地

東京府平民

佐藤安五郎印

號 照泰

明治廿年七月十四日

天保十三壬寅十月十四日生

保證

木島よね印

學師木嶋文六殿

第十二回 教法上大詐欺證據の事 其二

親元が自家發明と稱して世人を瞞着せる術學は、唯だ木島氏の神術幹枝學中より、其精粕を嘗め來りしものなるは、今更喋々する迄もなければ、左の書類の如きは、當時師弟の間に於ける關係の如何なりしやを知るに足る者あり、即ち

辭令寫

五行觀理術學師

權大講義 佐藤安五郎

印割

五行觀理術

右術名ヲ更ニ貸與候條親ク鑑定可致者也

但本年八月一日附々五行星占術人事上鑑定ノタメ此術名ヲ貸與致置候處
鑑定教導上察際ノ都合ヨリ(星占)ノ二字ヲ差替度旨請願ニ付觀理ノ二字ト
入換貸與候條吉凶ノ示シ方ハ從前ノ星占法ト五性ノ生剋法ヲ應用可致事

神道木島幹枝教會教長

學師

明治廿年九月二日

權大教正

木 島 文 六 印

號 照 齋

早速乍申上候然バ野生本日家相事ニ付兩三日ヨギナク遠方へ參上仕ル故何
レ歸宅次第早速報知仕ル故其節御都合ニテハ御出張願上候カ先達御内方様
へ宜敷御口傳被下置觀理術ハ御辭令難有存上候以上

淺草五十軒町十番地

九月七日書

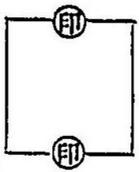
佐藤安五郎

照 泰 印

木嶋大先生様

御中様

確 證



拙者義貴下御發明相成候神術幹枝學終身從事仕度素志ニテ先般入門願濟ヨ
リ今日迄ニ御傳授ヲ得候ニ付幹枝ノ德倂禍福ノ出沒此原因ヲ研究致シ居候
處貴下學師トナリ特別御薦舉被下候處本教ヨリ教職拜命仕候ニ付自後神術
幹枝學入門執行ノ免狀未得中ハ何人ト雖モ入門人ヲ不採殊ニ貴會ヨリ御達
シノ廉々ハ確ク相守リ可申ハ勿論貴會維持金及ヒ月謝金併セテ金額壹圓以
上ヲ毎月月頭ニ相納メ可申候若又一ヶ月ニテモ不納仕候カ前後一廉タリト
モ相背キ候節ハ肩書ノ學師及ヒ觀理ノ二字ヲ御引上ノ上何様ノ御所分ニ預

リ候共一言モ申分無之候爲其二名以上證人參座連署仍而如件
但シ萬一他教へ屬スモ初中與傳大明鏡ノ内ヲ改題并ニ剽竊翻刻仕候節ハ
償金五千圓差出シ候上生涯天下ノ衆人ヲ鑑定スルヲ決シテ不仕候

五行觀理術學師

明治廿年十一月十九日

權大講義

佐藤安五郎 印

號 照泰

天保十三年壬寅十月十四日出生

證人 佐藤高子 印

全 佐藤熊五郎 印

木島幹枝教會教長學師

權大教正木島文六殿

上申書

東京京橋區靈岸島富島町一番地

五行觀理術學師

佐藤安五郎

號 照泰

天保十三年壬寅十月十四日生

右者拙者ノ門人ニ付拙者學師トナリ幹枝學教導ノ教職出願候處明治十九年
八月七日附ヲ以テ教職拜命被仰付置候處本年四月中ヨリ酒狂ノ上前後忘却
シ實ニ教導職ニアル間敷不品行耳ナラズ不當ノ流言不少此件四月廿八日教
廳ヨリ拙者へ御説明ニ付探偵致候處實際ニ付五月六日下谷仲徒士町二丁目
十二番地へ罷出本人へ面談シ斷然所分スルモ幹枝修行淺キヨリ生シタルヲ
認メ依テ一層嚴重ニ修行被致置候處果ノ改瓦シ幹枝ノ眞理彌々修メ候間豫
テ受取置候教職免狀本日渡シ遣シ候得共可成手元ニ差置可申候尤モ本人需
メニ應シ旅行等ヲ被致候共屹度教規導奉可被致候萬一聊カタリ共不都合相
生シ候節ハ拙者學師ノ廉ヲ以テ直ニ引立該成行上申ノ上自分ニ於テ斷然所
分仕候間此段學師并ニ本人保證人共連署上申候也

神術幹枝學師

明治廿一年十一月十九日

權大教正

木島文六藤原德實 印

日本橋區兜町四番地

五十二

右本人

權大講義

佐藤安五郎 印

右妻

保證人

佐藤高子 印

保證人
權少教正

木島よね 印

御嶽教管長鴻雪爪殿

代理

總理下山應介殿

此文に見ゆるが如く、觀元は常に酒狂の上前後忘却し、不品行の事のみなりしも、其度毎に木島氏の厄介にて、僅かに糊口の道を得たりしが、遂に翌明治廿一年の春に至りて、前橋に於ける大失敗のとあるに及びしなりき

第十三回

教法大詐欺證據の事 其三

觀元が前橋大蓮寺に於て、衆人を欺き金錢を貪りしと露はれて、前橋警察署の手に捕へられ、一圓廿五錢の科料金に處せられしとは、當時の即決言渡書と共に、既に第五回に述べたるが、觀元が此言渡書に添へて差出せし上申書と駭證文も亦た讀者の一燦を値せん

上申書

別紙ハ前橋警察署ヨリ寫シ來リ候勝本ニテ相違無御座候右ハ全ク毎度先生ヨリ仰キケラレ候カド相背キテ致シ候爲實ニ驚入今日後悔仕候此上ハ何カ様ノ御所分ヲ申受候トモ何トモ申上ス候實行仕候ニ付テハ先前ノ御約束ヲ履行ヲ致シ候ハ無論猶此先キ半ヶ年ナリ一ヶ年ナリ仰テ守リ身ヲ慎テ改僻シ幹技術勉強致度候故特別ノ御引立被下度奉願上候尤モ幹技術勉強シテ御辭令ノ觀理術ヲ致申候也

但シ他教ニウツリ教導職等ハ受申間敷候違約候節ハ御所分被下テ一言不申上候也

明治廿一年一月廿九日

佐藤安五郎 印

五十三

學師木島文六様

此文中但し書は、彼が全くの詐欺なりき、彼は程なく神習教に移りしなり

證書

私義此度別紙踏本寫之通り群馬縣前橋警察署之御所分蒙り其際貴會及ビ御
嶽教廳へモ前橋ヨリ御照會アリ種々御手数ニ預リ御陰ヲ以テ手輕ニ相濟奉
萬謝候是ハ全ク平素貴下之御親切ヲ相背キ候罪一言モ無之併シ他ニ營業無
之ニ付此度石井榮助ヲ保證ニ相願候間今一度御勘辨奉願度然ル上ハ仰之通
リ本年夏迄屹度謹身可仕候謹身中改僻ハ勿論幹枝ノ活動法充分ニ研究仕候
間解戒之節ハ觀理術ト看板ヲ掲ケ信徒募集シ追々觀理學會ト仕度候間自來
品行ヲ亂シ或ハ他教へ屬シ或ハ貴下ノ發明ニ係ル一切幹枝ノ御傳書等一廉
タリトモ摸造換題剽竊翻刻踏寫等決テ仕間敷候萬一之ニ違フ時ハ私限りニ
御渡シ相成居候前記觀理術名儀并ニ觀理學術名儀共直ニ御返却ノ上何様ノ
御所分被下候共一言モ御恨ミ申間敷候尙且幹枝ノ應用法ヲ以テ衆庶ノ鑑定
等ハ生涯致ス間敷爲后日保證連署仕候仍而如件

本人

明治廿一年戊子一月廿九日

佐藤安五郎 印

右ノ通り本人請願ニ付達テ御間濟相願候ニ付本人若シ違約致候節ハ保證
ノ私罷出本文通屹度履行爲致可申候爲后日保證仍而如件

保證人

廿一年一月廿九日

石井榮助 印

木島文六殿

此證文も亦た彼が詐欺なりし、觀元は實に木島氏の秘傳書を換題剽竊翻刻踏寫
をなして、自ら著述せる者の如く粧ひて出版し、出法法に抵觸して處刑を受く
るに至れるなり此前橋の一件に就ても百日の謹慎にて漸く事濟みとなりしにも
懲りず、咽喉元過ぎて熱さを忘れ、又もや次回に掲ぐる如き、不埒の所爲に及
びたり、其謹慎の受書は如何なる者ぞいふに

御受

私此度大都合仕候ニ付御規則通り永ク謹身可仕之處特別ノ御勘辨ニテ一

月廿九日ヨリ四月一杯迄謹身被仰付屹度相守可申候又仰之通謹身中幹枝術充分勉強可仕候然ル上御辭令ノ觀理術可致申候且又他教へ屬シ教職ヲ受申間敷候若シ又堅約ノ一廉タリトモ相背キ候時ハ御辭令悉皆御引揚ノ上何様ノ御所分申受候共一言モ不申上爲後證御受一札如件

廿一年一月三十日

佐藤安五郎 印

學師

木島文六殿

第十四回 教法上大詐欺の事 其四

前橋一條の^{まへはし}後ち、未だ一月ならずして、^{たふさ}忽ち御^{おん}撤^{てつ}教^{けう}廳^{てい}より左の^さ違^{ちが}ひは^{たふさ}飛^と來^きれり別紙之通り申出候ニ付テハ暫時モ難捨置候次第ニ付御取調之上至急何分之御回答有之度此段申進候也

御撤教廳

明治廿一年二月十八日

庶務課 印

權大教正木島文六殿

御忠告

敬白時下烈寒之節管長閣下ヲ始メ皆々様御清榮の段奉賀上候借去ル一月中前橋表ニテ人民ヲ迷ハシタル廉ヲ以テ權大講義ヲ剝脱セラレタル御教廳附屬幹枝教會ノ教職タリシ當時無職佐藤照泰ハ恥ヲ知ラザル者ニテ依然トシテ從前之通り當地連雀町ニテ幹枝ヲ以テ人民ヲ迷ハシ居候尤モ群馬縣下ナルヲ以テ俗ニ曰フモグリナル様ニテ候且佐藤ノ言ニ曰ク余之此度教職ヲ剝脱サレシハ余過分ニ幹枝ニ達煉シ居ルヲ以テ木島之ヲ猜ミ御撤教管長ニ言ニ托シテ讒シタルヲ以テ管長其是非ヲ明判スルニ乏シク是ヲ以テ剝ガレタルナリ又其木島之讒訴ヲ用ヒ明判スル能ハズ余ノ教職ヲ剝脱セシ管長ハ實ニ笑ニ絶ヘタリ云々且余ハ中教正之資格アリ云々且御撤教ノ馬鹿共神ヲ尊崇スレト世之中ニ神ナシ云々ト眞ニ流聞ニ不忍ル言ヲ吐露シ一ハ吾神教ニ向テ大ニ傷害ヲ加ヘ一ハ人民ヲシテ方向ヲ誤ル可キ言ヲ吐露シ居リ候余熱圖スルニ教職ナクシテ神道ニ關スル事ヲ公然衆庶ニ説クハ是レ教規ニ違犯スル者ト推考候就中佐藤ナル者已ニ不學不具心ニシテ教職ニ堪ユル者ニ非

ヲザルヲモ願ミズ吾管長殿下ヲ辱ムルハ尤モ憎ムベキノ甚シキ者ト推考ス
且當高崎ハ今御嶽教只サへ不振ノ姿ナルニ剩サへ佐藤右ニ記セル如キ妄談
ヲ吐キ候テハ甚タシキ妨害ニ有之候間片時モ早ク該人ヲ退ケ御嶽教ニ關ス
ル大害ヲ省サレバ實ニ恐ルベキ事ヲ生ズルヤモ不計余苟モ御嶽教々職ヲ奉
スル以上ハ之ヲ傍觀流聞スルニ不忍此段不取敢庶務課各位ニ報告シ合セテ
早ク當教ニ關スル害ヲ除カンテ謹テ企望候謹言

二 仲右ハ群馬縣高崎警察署へ御依頼ニ相成候へハ前橋警察署ニテハ佐藤
ノ(ゴマカシ)主義ナルハ存シ居候故都合ヨキカト考へ候

少講義 高山 照光

御嶽教庶務課御中

以上の忠告書至りて、佐藤の不行跡彌よ暴はれしも、幾度にてても詫るを厭はぬ
鐵面皮の佐藤は、又もや石井榮助氏を贖人と頼みて證書を出せり、其文に曰く
證書

今般佐藤安五郎殿ニハ不相變先生ノ御意ヲ背キ又ハ前橋ニ於テモ大失策致

シタルタメ今謹慎中ニ付鑑定ハ中止中ナレ来人ニ對シ實ニ面目不少就テ
ハ去年八月一日ト十一月十九日ニ證書差上候通り御傳授ノ折紙初傳中傳與
傳大明鏡ノ内一簾ニテモ剽竊翻刻摸造等致シ候節ハ觀理之貳字モ返上シ其
上何様ノ御所分申受ルトモ苦情申問敷旨申出候間何卒御規則書御下ケ被下
候様願入被下度ト度々申來リ候間御氣ノ毒ニ存シ殊ニ合弟子ノ事故ニ私シ
保證ニ相立申候間佐藤氏勤慎中來人ノ信用ヲ欠キ候間大礎館ノ御規則書御
下附被成下度奉願上候最モ三月一日ヨリ施行仕度由ニ付併セテ奉願上候以
上

明治廿一年二月廿八日

本人 佐藤安五郎 印
保證人 石井榮助 印

學師木島御先生

閣下

是にて一旦は事済しも、縁なき衆生は度し難く、觀元は茲に吉村正乗と結托す

るに至りぬ、私利私慾を以て集まる小人の習ひ、鄙陋なる心事は漸く正に先師に見放されんとせり、見よ

六十

下谷區御徒士町二丁目十六番地

權大講義 佐藤安五郎

右佐藤安五郎義私門人ニ付去ル明治十九年八月七日御本教權大講義ニ撰舉致シ拜命相成居候處布教先前橋警察署ニ於テ本年一月廿七日附テ以テ違輕罪ニ爲所候ニ付當教會規約ニ基キ一月廿九日ヨリ九十日間謹身申付置キ故ニ布教ニ關スル辭令并ニ書類等總テ本教會ニ於テ預リ置キ該人謹身中ニ付御本教ヨリ解職ノ辭令御受ケ不申然ルニ謹身日限ヲ經過セサルニ猶該年四月五日ニ在テ神習教々師玉井周山ノ撰舉ヲ以テ同教ヨリ大講義拜命ニ相成リ候由ニ付キ同教へ罷出相尋候處本人義ハ無職ノ旨ヲ以テ出願ニヨリ本年四月五日大講義申付候ニ相違無之趣神習教詰員相答候右等所意甚々不都合ノ次第ニ付以後當教會信徒取締ニモ差問候間本人御解職被成下度此段相願候也

淺草區猿屋町拾七番地

明治廿一年

木島幹枝教會教長

權大教正 木島文六

御嶽教管長鴻雪爪殿

されども觀元もさる者なれば、今木島氏に見棄てられなば、一世の信用地に落つべきを悟りたれば、叶はぬ迄もカシリ付かんと、更に一書を差出せり

御受確證

私儀竊カニ他教ヨリ教職ヲ拜名シタルヤノ御疑念ニテ廉々御理解被仰聽候得共前橋云々ニ付テハ種々深ク御迷惑ヲ相掛ケ居リ候今日御申聞ケ通り謹身中學御勉強中ニ付御疑念申受候様ナル舉動致候覺ヒ無之旨御辯解仕候處然レハ其如クヲ謹身中ニ付書面ニテ差出シ可申様被仰渡候ニ付明白ニ申上候得共私ニ於テハ學師ヲ僞リ欺キスルハ不仕候也依テ去年中貴師ヨリ辭令書頂載ニ對シ御契約證書差上置候證書ハ勿論其後尙二三ノ證書差上置候通リナ屹度履行可仕候也若シ之レニ違フ時ハ何コ様ノ御處分申受候共一言

六十一

モ御恨ミ申間敷候是レニテ御疑念御時シ被下度然ル上ハ是迄通りニ幹枝術ノ眞理ヲ御教授被成下度候爲後御受確證一札呈上仕候仍而如件
明治廿一年四月八日

佐藤安五郎 印

學師木島文六殿

されば慈愛深き木島氏は、未だ全く放棄せずして、何卒して其惡質を矯めやらんと、心を盡し居たりしは、左の書類にても推諒らるべし、如何にせん上智と下愚は移らすとかや、性來大惡人、大詐偽師たる觀元は、今や公然恩師に抗敵して、其毒惡の氣を吐くに至りしを

止申書

京橋區靈岸島富島町壹番地

權大講義

佐藤安五郎

號 照 泰

右者從來拙者ノ門人ニテ明治十九年八月以降新術幹枝學ヲ布教爲致置候處事故有之當時調中ニ付調濟迄一時學術更ニ改正シ自後別紙之通り五行星占術ヲ以テ普ク人身ノ吉凶禍福ヲ鑑定致度旨申出候條實施方試驗致シ候處差支無之依テ別證受取候間以來鑑定致シ候儀者本日差許シ候條若シ本人ニ於テ不都合ノ義有之候節ハ拙者學師ナルヲ以テ本人ニ代リ御處分相受候義ハ勿論ノ義ニ候得共前記神術幹枝學ノ事故追テ取調上廉々ヲ以テ進退伺不仕候上ハ他教ニ恥ルヲ以テ拙者ヨリ斷然處分致シ本教へ對シ毫末モ御差支相掛申間敷候爲後日本人及ヒ學師連署仕候依而如件

明治廿年八月一日

右本人 佐藤安五郎 印

學師

權大教正 木島泰照齋 印

御嶽教管長鴻雪爪殿

拙者門人本教權大講義佐藤安五郎儀違例ニ觸レ候間過日及上申候ニ付神習

教へ御照會相成同教ヨリ本人既ニ辭職書差出御本教ニ關係無之旨ノ上申書
寫ヲ添へ御回答有之候間猶御訊問ニ付右之手續キ再應上申仕候

右安五郎儀去ル十九年二月當木島幹枝教會ニ入り教義信仰之末幹枝運轉適
用之術修メ度旨ヲ以テ故ヲニ入門之儀願出候間聞届ケ爾來專ヲ及教授候處
頗ル入精ノ功顯レ逐次進歩ニ付未タ卒業ニハ不至候得共勵ミノ爲メ鑑定之
義ヲ許シ且ツ身分之義モ一昨十九年八月中御本教へ撰擧ノ上權大講義被命
布教之爲上州へ罷越中前橋警察署ニ於テ本年一月廿七日違輕罪に被處候右
ハ豫テ自身ニ專修スル學術タルハ勿論既ニ他ニ向ツテ口ツカテ告誡説諭致
スノ日ニ當テ教戒ノ誓言ニ背犯候等ノ者ハ本會ニ於テ無厭倦飽迄モ教諭ヲ
加へ將來ヲ矯正シ自省セシムル旨趣タルヲ以テ教會規約ニ基キ一月廿九日
ヨリ九十日間謹慎申付其際御本教ヨリ御授與候教職辭令其他布教ニ關スル
書類取纏メ教會所へ預置滿期悔悟ノ日ニ至テ再ビ戻シ遣スノ底意ヲ以テ一
時懲戒及ビ候處一言ノ辭職モ無ク一片ノ辭表ニモ不及謹慎中四月五日神習
教へ轉屬大講義拜命候ハ不都合究リ候次第此上釐正ノ見込ミモ無之此儘捨

置候テハ御本教へ對シ其始メ甚タ杜撰輕忽ナル誠覽ヲ以テ重キ權大講義ノ
職掌へ撰擧候等却而自已ニ耻入候義該テ本教會門弟信徒取締筋ニモ拘リ今
後布教防害ニ付不得止過般上申ニ及ヒ候處本人ヨリ上申ノ趣キハ本年二月
一日附ヲ以テ辭職願書ヲ本會へ差出シ辭令書等モ返納候段申出候得共本會
ハ幹枝ノ組織ニ由リテ各人ノ性質ヲ察シ其德其僻ヲ辨明說解シテ告戒教導
スルノ教旨ニ付其分内ニ於テハ不屑ヲ潔シトセザルノ教誨ニ涉リ謹慎悔悟
反正ヲ試ミ候程ノ義ニ候果ノ本人申立ノ如ク辭職願書差出候ハ、受理不受
理ハ素ヨリ御本教ノ特權ニシテ本會範圍外之事ニ候間若シ其儘等閑ニ附シ
候義等有之候テハ本會躬ヲ規約ヲ破リ候事ニ付其儘放看致等ハ決テ不可有
之義ニ候

右開申仕候ニ付何分之御處分被下度候也

明治廿一年九月廿九日

御嶽教管長鴻雪爪殿

右寫之通り廿年八月一日木島文六ヨリ届出有之候ニ相違無之候也

明治二十五年九月十五日

御嶽教管長鴻雪爪印

六十六

第十五回

教法上大詐欺證據の事 其五

附り窃盜を依頼の事

佐藤觀元愈上神習教に入りて、同氣求むる芳村の部下に屬してより、只管木島氏に抗敵して、其野心を恣まにせんと欲し、遂に千葉縣東金なる石井榮助に向ひて、木島氏の文庫を盗み呉れよと頼みしに、石井は大に驚きて、佐藤と一場の争論を起し、且つ手紙を以て木島氏に報知し來れり、曰く

前署取急き申上候佐藤觀元殿東金町廣田屋に二人連にて小生の處へ參り此度裁判○カツ（原文のまゝ）今一度ヒドキセメに致し候也其れに付廿一年度々貴君保證に相立たる證書並に外色々の書物先生の黒き張箱の中に有之貴君に○印秘密傳貴君に十分なる物を進上申候間張箱を盜取被下との事觀元殿より小生に依頼に相成候間廣田屋と申す旅店にて小生と佐藤を種々議論荒くなり大至急の事なれば一寸報知致し申上候也

廿三年十一月廿八日午前六時發す

石井 照 榮

木島先生様

大至急なれば別仕立にて御報知致し此の人は時分時なれば御膳差出し被下佐藤か窃盜を石井に依頼せしは、更に左の證據に依て明白なり

證 明 書

東京下谷區御徒士町二丁目拾六番地

五行教會本部長少教正 佐 藤 觀 元

四十九年

全内

並 木 新 平

四十九年

明治廿三年十一月廿七日夜一泊ス

昨夜自宅明日同宅

同夜石井榮助參り協議荒ク相成候也

六十七

東金町東金

廣田屋幸吉印

明治廿三年十二月廿七日

石井榮助殿

此石井榮助といへる人は、同じく木島氏の社中に在りて、觀元とも懇意に交り居たりしかども、遂に佐藤が強悪無殘の曲者たるを看破して之と交りを絶ち、明治廿四年三月四日の立憲自由新聞紙上に二段抜の大廣告を以て、觀元か教法上の大詐欺を天下に告白せり、左の一篇は即ち是れ

觀元殿の眞面目

佐藤觀元

ハ吾テ新聞紙上ニ木島大照齋ハ無益ノ勸解ヲ出願シタルモ訴旨不相立終ニ棄却セラレタリトテ手ヲ替ヘ品ヲ換ヘ周章狼狽シテ自己ノ犯罪ヲ掩ハントセシモ如何セン成文法ノアルアリテ既ニ然リタルモノナシテ然ラザラシムルハ國法ノ許サ、ル所ナルヲ以テ遂ニ去ル十九日觀元カ出版セル十二官性質學五行原理論ハ出版條例違反ノ廉ヲ以テ同條例第廿一條(第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖書ヲ出版シタル者ハ五

圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス)第二十二條(發行者自己ノ氏名住所又ハ印刷者ノ氏名住所又ハ出版ノ年月日ヲ記載セサル文書圖書ヲ發行シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス)ニ照シ刑法ノ數罪俱發ヲ用キ第廿一條ノ點ニ付キ五圓第廿二條ノ點ニ付キ二圓ツ、各個各自ニ處分ヲ受ケ其結果トシテ該書籍ハ犯罪ノ用ニ供シタル物件ナルヲ以テ刑法ノ正條ニ依リ沒收セラレ自今該書籍ノ發賣頒布ヲ禁シラレシコソ笑止萬々ナレ抑モ觀元カ該處刑ヲ受ケタルハ如何ナル理由ニ基因セシテ羞目セザルベカラス是レ他ナシ木島大照齋發明著述セル幹枝學ヨリ拔窺シタルノ眞心ニ耻キ且ツ之レカ發覺ヲ恐レシヨリ秘シテ公ナル手續ヲ爲サ、ルノ結果ナルニ他ナシ是レ實ニ耳ヲ掩フテ鈴ヲ盜ムニ等シ何ソ其處行ノ拙劣ナルヤ思ヒ茲ニ至レハ抱腹絶倒ニ堪ヘサルナリ

(中略) 嗚呼諸君ヨ佐藤觀元ハ自ラ觀理術ノ元祖ナリト大呼シ常ニ世人ニ向ツテ吉凶禍福ヲ説キ訴訟ノ勝敗ヲ判定シテ謝金ヲ領收スルニアラズヤ而シ

テ彼レ自ラ刑網ニ罹ルヲ判定シ得ザルモノ歟否之ヲ判定シツ、アルモ利ノ爲ニ身ヲ犠牲ニ供シタルモノナル歟然レモ彼レ位記ヲ問ヘバ少教正ナルカ將タ權中教正ナルカ曖昧ニシテ其事實ヲ知ルニ由シナシト雖モ兎ニ角位ハ教正タリ職ハ教導職タテ而シテ其行爲果シテ職位ヲ耻カシムルモノナキ歟彼レ常ニ口ニ聖言ヲ吐クト雖モ其行爲既ニ刑餘ノ人タルヲ免レサルニアラズヤ何ゾ夫レ職位ヲ思ハザルノ甚シキヤ觀元カ今日マデ天ニ踞マリ地ニ踏シ刑網ヲ脱シ辛苦シテ拔銜綴字シ漸ク自己ノ門下ニ頒布シ來リタルニ墓ナクモ命ノ親玉ナル該書籍ハ既ニ沒收セラレ且發賣頒布ヲ禁シラレタルハ從來觀元ガ財ヲ擧テ廣告セシモ今トナリテハ最早水泡ニ歸シ再ビ會員募集ノ廣告ダモ出ダスニ手段ナキモノ、如シ果シテ然ラバ斷然歩ヲ轉ジ佐藤安五郎號丸安ヲ以テ呑口屋ノ職人ニ復業スルコソ得策ナレト勸告ス噫世俗ニ云フ賣卜者身ノ上知ラズトハ斯ノ如キ事實ノアリシヨリ起因セシモノナル歟呵々

近來觀元ガ前述ノ事實アルニモ拘ハラズ頑トシテ耻ヂス益財ヲ擧テ新聞紙

上ヲ借り勉メテ世人ヲ瞞着セントスルハ何ゾ職位ヲ重セザルノ甚シキヤ彼レ何ヲ以テ世ニ立タントスルヤ苟モ教正ノ職ニアルモノ何ゾ夫レ不遜無禮ナル如斯ハ實ニ一般教正ノ位置ヲ汚スノ罪人ナリ古人云フ人ニシテ德義ナク廉耻ナクンバ人ニシテ人ニアラズト所謂人面獸心トハ如斯爲行ノ總稱ナレ彼レカ言行ノ相違セル以テ世人ヲ瞞着スルノ秘傳ヲ知り實ニ一驚ヲ契スルニ足ル者アリ夫レ觀元自ラ謂ラク道德ヲ維持スル名譽職ノ位置タルヲ以テ一身ノ得失ニノミ汲々タルモノ、如シ杯公言セリ然レモ觀元ハ今日ニ至ル歴史中未曾テ道德家ナルヲ聞カス職位ヲ全セルヲ聞カス社會ニ害ヲ及ボシタルトコソアレ未タ社會ヲ利シタルヲ聞カサルナリ觀理術ノ本義果シテ社會一般ニ利害ヲ及ボス危術ナル歟

觀元ハ木島ノ名題ナル争ヒノ燈ヲ以テ寸地ヲ照スノ光輝ダモナキモノナリトテ幹枝學ハ人生終身行爲ノ指南器タルニ適セサル術學ナリ觀理術ノ性質ハ幹枝學トハ月暈雲壙ノ差違アルモノナリト云ヘリ果シテ然ラハ觀理術ノ眞術未タ現世ニ發生セサルモノ、如シ觀元カ附名唱道セル觀理術ハ木島ノ

發明セル幹枝學ノ一班ヲ文書援寫シ綴字シタルニ過キサルモノナレハ似テ非ナルモノナリ嘗テ佐藤觀元カ木島大照齋ノ門下ニアリシハ幹枝學傳導ノ助手タラシメタルモ徃々處刑ヲ受ケ四方ヨリ忠告ヲ申受ケタルヲ數千有餘通ニ至レリト故ニ木島大教正ハ直ニ觀枝術ヲ用キルヲ停止シ助手職ヲ解放セラレタリ是ヲ以テ幹枝術中ノ一小部分ナル五行星ノ名ヲ以テ開業スルヲ許サレタルモノナリト云フ其後彼レ教長ヨリ謹慎申付ラレツ、アリシニモ拘ハラス御嶽教派ヲ脱シ神習教ニ入派シタルモノニテ現今觀元カ主持シ唱道セル五行教會ノ名實ニ是レナリ故ニ幹枝學ハ觀理術杯トハ素トヨリ同一視スヘキモノニアラス實ニ彼レカ云フカ如ク雲泥ノ差異アルトハ爭フヘキモノニアラスアルヲ保障ス古諺ニ云フ虎ヲ畫テ爲ラス狗ニ類スト觀理術ノ如キハ未ダ狗ニダモ似サルモノナリ故ニ觀元カ書中取捨折衷シ其誤謬ノ多キヲ枚擧ニ暇アラス余爲以テク世人ノ之レカ爲ニ惑ヲ生シ一世ヲ誤マルモノアルヲ惜ムノミ然レモ最早該書籍ハ此世ニ存スルヲ得サルニ至リタレハ自今觀元ハ如何ナル方法ニヨリ講社員ヲ遇スルヤ唯タ放言以テ人ヲ戒

ハスナラン諸君幸ニ迷ハサル、勿レ

附言

諸君ヨ觀元カ若シ從來ノ書籍即チ犯罪ニ供シタル物件ヲ竊ニ販賣頒布スルヲ見ハ吾人宜シク國民ノ義務トシテ國法ヲ犯シタルヲ告發スルニ躊躇ナカランヲ望ム

特言

佐藤觀元ハ明治十三年十一月、大嶽里千葉縣ニ來リ閉ラク此度木島ト訴訟中ナルモ十中八九全勝ヲ得タリ猶彼カ重罪ニ罰シ教正ヲ刺奪セントス依テ請フ余ニ木島ヨリ不當ノ金員ヲ騙取セラレタルヲ證明セヨト強迫セラレタリ然レモ余ハ夢ニタモ知ラサルヲナルヲ以テ謝絶ス彼レ大ニ怒リ暴言シ去レリ又曾テ余觀理術ノ深奧ヲ知ラトシ佐藤ノ門ニ入り金廿五圓ヲ以テ術傳書全部(九部アリト云フ其眞否未ダ知ラス)ヲ得ンヲ約シ既ニ該金ハ拂込ミタリ然ルニ彼レ僅カ術傳書中二三術初歩ヲ與ヘタルノミニテ他ノ術傳書ハ渡サ、リシ實ニ其處置惡ムヘク其不當ナル夫レ如斯以テ佐藤觀元ノ人ト爲リヲ知ルニ足ルヘシ余ハ今日マテ如此事實アルヲ黙過セリ然レモ彼レカ行爲益惡ムヘキモノアルヲ見ル故ニ諸君注意ノ爲メ茲

ニ一言ス諸君若シ前述ノ點ニ付疑念アレハ石井榮助悉ク之レカ舉證ノ責ニ任スヘシ

本所縁町寓 石井榮助

第十六回 木嶋氏談話の事

以上第十回より前回に至る大詐欺證據書類は、編者か觀元の來歴取調の參考として、木嶋氏に請ふて謄寫せる者にして、原文は幸ひに猶ほ觀元の爲めに盗み去られず、歴然として同氏の手中に存し居れり、編者は此折を以て、觀元か教法と稱する者の本相を、十分に慥めんか爲めに、之を木嶋氏に敵けるに、氏は諄々編者の爲めに説て曰く、彼の書籍は之を閱するの暇なきを以て、未だ手にしたるとなけれども、門下生の話に依て粗ぼ了承致し居れり、觀元なる者は、曾て余の門下に在りて、當院の中傳を授けしとあり、故に其得たる所は唯た相順相尅の標準のみなるも、彼は其單純なる者をもて當會を攻撃し、社會を瞞着かさんとする者、其心事寧ろ憐む可らずや、抑も當院の學科は七階級に分てるものにて、佐藤か學へる所は

漸く二級に過ぎず、三階より七階迄の分は少しも窺ひ得ずして、單純なる金尅木どか木生火どかいへる者を、後生大事の本尊と立てし者にて、是を武器として我術に當らんとするは、恰も螻蛄の龍車ともいふ可し、されど人皆な良心あり、佐藤の如き者にては、自分の逆理なるとは萬々承知し居るべきも、私慾の爲めに當院に反抗せんと考へのみにて、世人を瞞着する手段として、素強附會して喋々する者なり、余は是等の事に就ては元より頓着する所なきも、爲めに世人の誤まらるゝ者多きは氣の毒に堪へざる所なり、試みに彼か逆理の多きを言はば、例へば金尅木の理に依りて、金木の二性は尅逆する者なるか故に、一切用ゆ可らずとせば、余の前にある机も亦た製造する能はざる義に非ずや、こは鋸或は鉋等を用ゐて製造する者なれば、此場合に於ては即ち金木働の作用にして、相尅の二性なりと擯斥すべき者に非ざるも、されど若し立派に出來上りたる机に向ひて、猥りに釘等を打付けるは、此れ予所謂金尅木となる者なり又た木生火の作用の如き、總ての炊煎之れに因るも、一旦の火災ある時は、木生火なりとて、喜んで傍觀す可きにあらるべし、此場合こそ水を以て之を防ぐ

は當然のことにして、其災難を免かるゝには、火水の尅逆は問ふ所に非ず、斯くの如く廣く之を應用すれば、無量無邊の作用ある者なれば、舟を刻みて劍を求め、株を守りて兎を待つ觀元如きの窺ふ可き所にあらす云々と、木島氏又言葉を續けて、觀元は發明とか發見とか勝手なるを言觸し居れども、彼の發行せる書籍の如きは、余が既に去る明治十四年中に出版せし者にて、佐藤か余に入門せしは、明治十九年のとなりしなり、如何に哲學か多くの學問を要せずとも、目に一丁字なき者か、宏大無邊なる眞理に悟入せりといふは、信す可らざる話しに非ずやと打笑ひぬ、編者は重ねて、佐藤の如き社會を蠱毒する者を、最初教正に推選せられしは貴下の誤りならずや、と語れるに氏は答へて、否に非ず、佐藤初めより罪惡なきに非ずと雖も、單に當院の門弟なりし間は、當院の規則を以て嚴重に取締り、且つ學問を研究致させ、決して世人を誤まる今日の如く甚しきには至らざりしも、一たび神習教に屬してよりは、其監督の任に有る者、幹枝の作用に暗くして、正刑利害を判別する能はず、彼の言ふか儘に捨て置くより、斯る教法上の大詐欺をも行ふに至りしなるべし、されどこは

余の預る所に非されは、深く論ずるの要もなし、と編者は又更に問ふ、全体觀理學は貴下の幹枝學と如何程の相違あるや、木島氏乃ち説て言ふやう、幹枝とは天素地因の代名詞とも云ふ可き學問にして、森羅萬象之れか生育に依らざるものなきは、少しく道理を解するもの、知る所なりと雖も、之れか活動する所以の點に至りては、古來曾て發見したる者なきを以て、余は大に見る所あり、爾來其探究に身を委ね、遂に笈を獨逸にまで負し程にて、辛苦經營、寢食を忘れて螢雪の功を積み、漸く其眞理を發見せしを以て、線路引力變化變蘇等の道理を推究し、之を萬物に應用せしに、其適中すると千萬中殆ど一失なし、故を以て今日に至る迄世の志願者に教授し居れる者なり、扱て彼佐藤の觀理學といへるは、安五郎か入門中、第二級即ち本院の中傳迄教授したる者なれば、幹枝學の一部に過ぎざるか故に、余は觀理學てふ名稱を與へたるなり、彼は又線路引力出沒變化變蘇等の理を自ら發見せる如く誇稱すれど、然らざることば彼か余に入門せし時、毫釐の學問的思想及び學問的履歷を有せざりしに依りて明かなり、且つ彼か神習教と密約して誓ひに背きしと顯然たりし時に及びては、當

會社中の者より彼を處分することの手續き旨を以て、勸告書を送る者數百通にて、今猶ほ保存し有り、遂には余に對して無神經と評して、激昂の餘り退社せし者さへあれど、此處分に就ては、既に御嶽教派管長と神習教派管長が其宗規を擁して之に處す可き者あるか故に、余は余の手續きを了したる上は深く之に立入る筈なく、其儘に打棄て置けり、然るに何の處分も無かりしは、今に了解に苦しむ所なり云々と語られたり、編者は未だ幹枝學に於て知得する所あらざれど、唯た觀元か所謂教法學術の毫も取るに足る所なきとは、讀者に保證し注意する所なり

第十七回

征邪會員觀元を詰問する事

前に記せる小栗大三郎か、佐藤に依頼せし鑑定の答書の虚妄なりしより、小栗氏並に其知己朋友等は、初めて觀元か世を欺き人を誑かし、不義の金錢を貪り取る者なるを發見し、いかで斯る奸物を除かばやとて、同志を語らひて征邪會なる者を組織し、神田和泉町壹番地に事務所を設けて去年三月下旬より數ヶ月間演説に廣告に、或は佐藤の許に至りて詰問する杯、辨難攻撃に至らざるなく、

一時府下の耳目を聳動せしは、讀者も亦た記憶せらるゝ所なるべし、征邪會は全三月廿六日、並に同四月一日の兩度上野廣小路上廣亭ニ公開演説をなせし後、四月十八日午後一時、會員邦友家長、久津間米藏、吉村寛雄、藤野富之助の四人にて、詰問の爲めに觀理學會を訪ひたるに、佐藤は全會幹事なる鶴飼悦彌といへる者を従へて、面會せり、其問答筆記を掲げて、讀者の一燦に供せん

一 邦友曰く、吾々同志者は去月廿六日、並に本月一日に上廣亭に於て演説會を開きたる辯士なり、觀元殿に對し質問致し度義ありて訪問す、其廉々は追々質問すべきに付き、明らかに答辯あれ

一 佐藤、承諾の旨を答ふ

一 藤野、本月十二日の國民新聞其他の廣告に、數多の壯士ありて某々より運動費を送られたりとか、無責任罵詈訛謗とか云々は、暗に吾々の演説を不快とし、之を攻撃するの意思なりしや、若し然らば其證據を承りたし

一 佐藤、諸君を指したるに非すと答へ、或は大澤常正なる者を呼びて證言せし

むべしと、いふかと思へば、別に運動費云々の如きは唯風聞に過ぎずと云ひ、

一邦友、開運明細表は、貴下が作りたる者なりや、果して貴下の著作なれば、各條項に就ては責任あるとを認むるや、否や

一佐藤、無論認めます

一邦友、然らば神奈川縣の土士田と云ふ者は、全く貴下の秘術にて全快したりしや、如何

一佐藤、然りと答へ、夫より全快したるとに就て長々しく説出せり

一邦友、然らば是は如何、と土士田親族より征那會の照會に對し郵送せる返書を朗讀す、是は土士田の死したる報知なり

一佐藤、是は不思議なり、既に本人土士田か禮に來りしに依り、明細表に記載せしに相違なければ、察する所其あとにて死せる者ならんと思ふなり云々

一邦友、夫ならば是は如何、と大學出身の醫師金塚某か病氣全快云々の事を問ひ確む

一佐藤、是は全く相違なし

一邦友、然らば是は如何、と郵便局の調符箋に、右様の者無之に付き差出人へ返戻の證、並に本所警察署より、取調上金塚は無しとの返信を出して示す

一佐藤、左様に穴探しでは困ります

一邦友、會田忠三氏の令嬢は、肺病にて醫師か見放したるに、觀理術にて二三日間に全治、他の病症まで根切れになりしと書立てあれども、現に此御徒士町の、しかも當家の向ひの醫師向野氏に治療を受け居ると

又子宮病全治と題し、芝烏森町三番地高宮かね女全快云々、とあれども、同所は稻荷神社のみにて人家は一軒も無き事

又服膺病者全治すとて、芝區櫻田太左衛門町一番地の鬼澤てい子のとを書載せあれども、是も成程鑑定は受けたるも、病を治せし杯は知らずとの返信あり

此外病氣全治の天狗的記事に付き、逐一證據を擧げて之を質すに

一佐藤、皆様は治らずといひ、私は治したと云ふ、さうすると水掛論です

一吉村、己に死したる者は、連れて來るとも出來まじ

一 佐藤 夫には困り升
 是につき貳時間餘りの問答ありしかども、観元は言語曖昧にして少しも要領を得ると能はざりければ別問題に移り
 一 邦友 新聞廣告を示し、「商法必勝秘書には、薄資金にて未聞未見の地に至り、多辯を要せずして、金銀荷物を車輪の如く運轉するを得」云々とあり、實際如此きとの出来得る者なるや、又其傳授料は幾千なりや
 一 佐藤 夫こそ出来得るとを保證す、傳授料は百圓なり
 一 邦友 果して其通りなれば、余に限り特に傳習料を後拂にて、其法を授け呉れよ、金高も凡ろ三千圓位とし、兎に角二三日の内に手に入るなれば幸福なり、果して手に入らば、其収入金にて百圓の傳習料を支拂ふは勿論、現収益三千圓と假定せば、百圓の傳習料を引去りて之を折半し、壹千四百五十圓は報酬として贈與すべし
 一 佐藤 夫は御禮が澤山過ぎます、夫は全く私の本分の御議論なりとて、笑ひながら承諾す

一 邦友 然らば明朝其特約をなし、命中する以上は向來攻撃せざる可し、と言ひ置き、此日は午後六時三十分引上げ、翌くれば十九日、邦友藤野吉村、其外福田某の四名は再び佐藤に至りて談判す
 先づ商法必勝秘傳の特約書の明文を示し、調印を請求せるに、佐藤は、寅の日か卯の日か(廿三、廿四兩日)が宜し、今日は秘傳は爲し難しと謝絶りて、早く尻尾を現はしかけたり、征邪會員は、然らば秘傳は其日の事とし、本日は特約文を調印し置かんと求む、佐藤は是に至りて、三日間の約定にては困ると言ひ、邦友は無年限なれば秘傳の必用なしと迫り、反覆數刻に亘りて、要領を得ず更に別問題に移りて
 一 福田曰く、廿六年豫顯鏡の事を新聞に廣告しあるを見れば「季候の順不順、諸相場の高下變動より」云々とあり、何れの部に相場の事が解る所ありや、承りたし
 一 佐藤 讀て見て下さり
 一 福田 吾々は皆な讀みたれと解らぬ故問ふなり、答へよ

一 佐藤、私には文字讀めざれば、貴下等讀み玉へ
一 藤野、目に一丁字なき者が、此書物を著述し、人を教導すると出来るものなりや、否や

一 佐藤、術丈けは知り居れども、書物は人に書かせしなり、と答へし時は、満坐目と目を見合せて、一たひは呆れ一たひは腹を抱へて笑出せり

一 久津間、相場が解る地震噴火震雷中畧萬種萬様細大洩さず顯明すると申し乍ら其功なきは、唯た書籍を賣付る手段といふか

一 佐藤、如何にも方便とでもいふやうな者なり、と言ひつゝ、種々の書を列べ、手眞似を爲して辨解するも、論理空漠にして少しも要領を得るとなし

右詰問中、日暮に至りしを以て退散し、其翌廿日午前八時に人々は、佐藤の許へ出掛けて引續き正午過ぎ迄難詰の末、一旦引上げしが、佐藤は三時頃よりは病と稱して面會せず、更に神習教管長芳村を訪へり、其問答の要領を記せば左の如し

一 邦友曰く、神習教管長は五行教會會長兼觀理學會會長權大教正佐藤觀元氏を

監督し居らるゝや

一 芳村、然り其手續を経て神習教の所轄に屬し居れり

一 邦友、然らば此の如きとを爲すも、神道の對面を汚かさるや、乞ふ此書類を見られよ、と新聞廣告、開運明細表其他を芳村管長に示せるに、管長は之を見て、大に驚きたる体にて、

一 芳村、私は實は近頃新聞を讀まざれば、今日始めて此の如き物を見たり、誠に面目次第もなきとなり

一 邦友、余は家國の爲め神佛二教を清潔ならしめ、改良擴張して以て外教を拂はんとする者なり、貴意如何

一 芳村、誰か敢て不同意なる者あらん

一 邦友、然らば貴下が所轄の佐藤の行爲は如何

一 芳村、教導職は内職を爲すも妨げざる制規故、占者の如きとを爲す由は兼ねて聞けり

一 藤野、佐藤は開運明細表其他右新聞雜誌等に、救世の効蹟著しきを嘉賞せら

れて、今般其筋より全人の教職二格を進めさせられ、權中教正より權大教正に補せられたる云々明記せり、右は果して然るや否

一芳村、決して然らず、佐藤は多年教導職に従事せし故、二格を進めたる迄なり

一藤野、貴教會杯は無難なき筈なるも、他の教會中には教導職は金錢にて買得るもの、由なれば、佐藤が別に著しき効績なきに、累遷して權大教正たるが如きは、大に世人の疑を起すも無理ならぬ譯なるが如何

一芳村、當教會にては決して左様の事なきのみならず、佐藤の如きは本會へ納付すべき金圓すら、滯納致し居るものなり

一藤野、佐藤が五行教會本部長兼觀理學會長權大教正の肩書を以て、新聞紙及び開運明細書其他の書籍に署名し、愚夫愚婦を迷はしむる以上は、取りも直さず神習教の体面を毀損するものなれば、速にこれを削除するを報告するの勞を取らるゝや否や

一芳村、充分の盡力は致すべし

一藤野、佐藤が陰陽五行吉凶判断は内職にして、これを差止むる權利なき者なれば、五行教會と觀理學會を別戸にし、單純に佐藤安五郎の名義を以てするに致したし、如何

一芳村、兎に角佐藤を招き一應申聞く可し、此日は是にて再度の來訪を約して別れ、後ち一二回佐藤並に芳村を問ひて詰責する所ありしかと、相手が相手なれば要領を得るとなく、且つ彼等も多くは逃隠れて出會はざりしが、遂に同月廿三日に至りて、商法傳法の傳授を迫り一大攻撃を加へける

一邦友、商法秘密特約の當日は今日なり、速に決行せよ

一佐藤、今日は先づ入門證を入れ、書籍を受取り熟讀せられし上に致したしと述ぶるに

一邦友、は約束通り決行せよ、と迫り數回問答の末、大に怒りて坐を立つ、吉村入り代りて

一吉村、數日前邦友氏外數氏と共に君を訪ひたるの際、君と同氏との間に契約せられし事項は本日は君に對しては宜しからざる日なり、故に來る寅の日を以

て、商法秘密法を譲る可し」と、然るに本日は、其實の日に相當せるを以て、邦友氏より前約の實行を請求せられたるに何故に拒絶せしや

一 佐藤、拒絶せしに非ず、本日數部の之れか階梯たる書物を相渡し之を究められし上にて商法秘密を傳授すべし

一 吉村、抑も商法秘密を傳授するは、實の日を以てするとの約定をなせし以上は直ちに本日其法を授く可きものにして、貴答の如くんば何故に其順序を先日相談し、且つ其際他の階梯たる書物を與へざりしや

一 佐藤、夫れは或は自分の言葉に不足ありしやも圖られず、されど自分は其意味なりし

一 吉村、假に君の言ふ如くする時は、廣告に基き豫め百圓を納めて之が傳授を求むる者も、其階梯の研究を爲すに於て不學ならば、終に其奥秘なる商法傳授を受くる能はざるに至り、空しく君が卑劣なる詐欺の手段に陥り、百圓を失ふに至るべし

一 佐藤、は此時種々の書籍を並へ、其學ひ得ると必せりとして申辭をなしたるも、

遂に枝葉にのみ走りて、要領を得ず

一 吉村、終に要領を得ず、故に此問題は他日に譲り、御尋ね申すべきは君の肩書たる教正の二字の意味、及び神宮に對して教正の二字を附したる理由、且つ其職とすべき事項如何

一 佐藤、教正の意義と神宮に之を用ゆる理由とは答ふる能はざるも、併し自分は之を受くるの際、神習教より守る可き同教の規約の如きものを仰せ聞られ、夫れは肺腑に記して忘るゝとなし

一 吉村、此事も亦た他日を期せん、其外一ヶ條の間亦可きとあり、大教正なる三字は觀理學及び五行教會等總てに用ゐて可なる者か

一 佐藤、自分も其可否を知らず、芳村管長も之を知らざる趣なり、故に昨今取調中に付、其不可なるといふ議論もある事ならば、之を取消しするか、又は此職を辭するか、御忠告に應ず可し

一 吉村、君は之を用ゆるの人なり、其可否を探究するの責も、又君に於て大なり、何れ兩三日の後、其可否取調の結果を聞かん、余も亦た相當の意見あるを

以て、其際談すべし

佐藤は此時念よ心にあやみ果てしにや、金錢を以て征刑會の機嫌を取らんと試みたり

一 佐藤、君を始め諸君に於て、幸に御賛成を受け、筆硯に演説に觀理學擴張を御盡力下され候ことなれば、演説に關する費用及び小使位は及ばず乍ら差出すべし

一 吉村、大に怒つて曰く余等は天下の爲め同胞の爲めに、君が不徳を責め後來を戒め、猶ほ無責任なる廣告等を爲さざるを希望して、此運動を爲す者なれば小使などを受けんを欲して來る「ゴロツキ」の輩に非ず、余りに失敬千萬なりと叱り付けしに觀元は様々に詫入りて其日は無事に散じたりき
其後五月中旬に至る迄、征刑會の攻撃少時也已む時なく、其間佐藤は外隠れて出でず、代人として同會幹事鶴飼悦彌といへる者、始終其衝に當りしが、遂に左の條々を承諾するに至りぬ、

一、佐藤に於ては新聞廣告の責任を負ひ謝罪を爲す事

一、開運明細表及び出版の書籍等に就ては、箇條々々を示し、征刑會の忠告を容るゝ事

一、五行教會觀理學會教導職を箇々區別する事等なり

第十八回 財産差押の事

征刑會運動には、流石の觀元も少しく閉口したりしにや、昨半年ば頃はさしたる大悪は犯さざりしも、少しく炎熱醒むるに従ひ、又もや詐欺非道を事として飽くとを知らず、諸人之が爲めに損害を蒙る者多き中に、編者が朋友なる岩手縣人某も亦た彼が廣告の爲めに欺むかれ、彼れが一大秘密として大切なる商法必勝の傳授を受けんとて、彼の言ふが儘に百圓の謝金を與へ口傳を受けしに其馬鹿々々しさ口にも言へず、是ばかりの者が百圓の謝禮を以て教ゆる一大秘密とは何事ぞや、編者は彼れの秘傳を今左に掲げて、以て天下に暴露せん

商法必勝之秘傳

爰に二枚の覆兒種板を作る者ありと假定めよ、此一枚は上等の品にて二十圓の
 價值ある者なり、他の一枚は下等の物にて、十四圓の價ある可し、されども是
 を作る人の資本と手數とを問へば、二種俱に同一の資本と勞力とを費やせる者
 なり、されば是等の持主は二十圓の品は二十圓に賣らんとを願ひ、十四圓の物
 は廿圓の品と同價ならざれば賣るを肯がはざる可し、此時我等は如何にせば善
 き乎といふに、即ち十四圓の品は十六圓に買上げ、廿圓の品は十七圓に直切る
 可し、是れならば持主必すしも不承知を言はずして、結局る所、我等が一圓の
 徳となる可し、此理を用ゐて凡百の商法に應用せば、往くとして儲けざるとな
 し、我術の所謂萬法一に歸する者にして、是れ商法必勝の秘傳なり
 と、嗟噫是れ洵に大秘傳なる哉、佐藤觀元は斯る秘傳を教授して、百圓づゝの
 謝金を我等が同胞たる幾多良民の手より奪ひ去れるなり、呆る可く、笑ふ可く、
 憎む可く、憤る可き人物に非ずや
 某は勿論此口傳の余りに馬鹿々々しさに憤ると甚しく斯る詐りをもて大金を掠
 められ、其儘に打棄て置かば、益す世人を害すべし、直ちに之が撲滅を謀らん

として、損害賠償を告訴して、觀元は乃ち去月廿五日を以て財産假差押へを執
 行せられたり、此際いとも可笑しかりしは執達吏の爲めに其姓名を署せんとを
 命せられしに、佐藤は甚だ赤面して、無筆なれば夫丈けは御免被りたし、と恐
 るく謝絶るに、自分の姓名の書けぬ權大教正は、開關以來一人なるべしとて、
 思はず一笑を催ほしたりといふ、されば此損害賠償の公判は愈よ本月十五日を
 以て開かゝる筈にて、本編橋を畢ふるの時は、未だ其結果如何は知らざりしと
 雖も、原告は飽迄も此奸物を撲滅せずんば已まざるの決心なりと語り居れり、
 觀元か爲めに憤りを忍び、恨みを蓄ふる者の全國に遍ねきは、編者か本月一日
 の府下諸新聞に、觀元之來歴材料蒐輯の廣告を出すや、紛々として諸方より寄
 せらるゝ書簡堆を爲せるにて知り得可し、今其一二を左に掲ぐ

拜啓扱小生義過般來新聞紙上に於て噴々稱揚する處の觀理術の深理を講究せ
 んど欲し該秘傳書若くは自分の爲め知己の爲め鑑定方等依頼候處更に回答無
 之に付數回督促候所一應の挨拶もなきに依り偕は詐偽の術中に陥りたるを慨
 し世人の迷夢を攪破せんとて新聞に廣告して該術に瞞着せらるゝものを救濟
 せんとの企圖ありし所小生愛讀の中央新聞に於て貴兄の廣告を拜觀するを得

たり是れ小生の欣舞措く能はざる所なり伏て願くは社會救済の爲め非常の御盡力を仰き度小生未だ貴兄と一面識も無之候へ共憤懣の餘り端書を以て申入候間該術撲滅の方法を講せられ度小生も亦た一臂を勞するを惜まんや茲に暴言を願みす一言以て貴兄に寄す不敬

明治廿七年六月一日(郵便消印は三日)

静岡縣富士郡柚野村 篠原長作

南波登發殿

拙者義佐藤觀元なる者の騙術に陥り五月廿一日金員を送達し鑑定を依頼せしに彼れは金員不着と唱へ鑑定書を送付せず實に不都合千萬なる奸人なり幸ひ貴下か社會の爲め此奸物を退治せらるゝとの事に付き茲に事實の概略を記して參考に供す

六月二日

南波登發殿

尾州熱田町 田 拙 三

觀元の娑婆の風に吹かると、豈に久しからんや

第十九回 觀元外五名性行の事

以上長々しき練言に、讀者は定めて飽き玉はん、されどまた編者が幾多良民の爲めに是等姦邪の徒を筆誅せんと欲するの微衷を酌め、夫れ佐藤觀元と西倅

の一漸平民の子にして、能く東都葦藪の下に門戸を張り、身榮華を極め名天下に高き者、其智其胆少しく多とするに足るあり、惜ひ哉五尺の渾身、道義の分子は爪の垢ばかりも存せず、腦天より脚底に至る迄、滿々たる私利私慾の心を働かすに、巧佞の智辨と不敵の度量を以てす、其智其胆の多とするに足る者有る丈は、それ丈け毒を社會に流すと益す甚だし、特に其内行の醜陋汚穢なるは實に言語に絶する所にして、去る廿一年中、妾を抱へんとて日毎に諸方の口入所に注文し、目見と稱して一錢の金をも與へず、毎夜一人づゝの婦人を姦し、遂に四十有余人の多きに及びしが如きは、鬼畜に均しき所爲にして、天人與に怒る所、一片博愛の心ある者誰か傍觀に忍びんや、是れ編者が筆の汚れを厭はずして、讀者に告白する所ある所以なり、又たこれを統轄の任に當りながら、同穴の狸となれる芳村管長の如き實に宗教界の大罪人たり、彼れ其初め佐藤が木島氏に反きしが如く、御嶽派を背きて神習教を設立し、神聖なる宗教を餌として、私利私慾を漁るの徒、堂々たる管長の職と權と、此の如きの人に委せる神道の現状を思へば、日本國民たる者豈に黙々に付す可けんや、彼れ此頃木島氏

が幹枝術の眞理を表せる「一幹生萬枝」の句を盗みて、之を大書して觀元に贈れりといふ、何處迄鐵面皮なるか、底の知れざる人物といふ可し、其他刑餘の惡漢久佐賀義孝や、落語家上りの萩原眞海や、小西如泉や、松原融や、今にして猶ほ戒むる所なくんば、編者は益す鐵筆を磨して、彼等が無量の罪惡を、速慮會釋なく滿天下に暴露すべし、丁數限りあれば姑く茲に筆を擱く

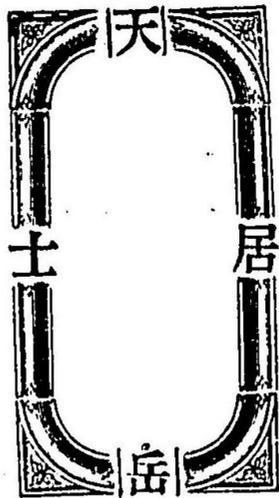
稿を了るの時、數首の道化歌を贈る者あり、思ふに幹枝術學者の手に成る者か乃ち左に掲げて讀者の笑ひ艸となす、唯其直言するの意を取りて、詩趣の如何を問はざるを可となす

觀元は幹枝學を譏れるか何の年の男なるかと問ふに答へて
 幹枝學をそしりて人をだますから多分狐のどしであらうと
 幹枝學わるく云とも觀理學幹枝がなけりや飯も食へまい
 觀理學詐偽をすると七ヶ年神習教がうしろだてにて

奸邪 佐藤觀元之來歴 終

明治二十七年六月十二日印刷
 明治二十七年六月十六日發行

定價金貳拾錢



編輯者 南波登發
 廣島縣平民

印刷者 久米川治三郎
 東京市芝區南佐久間町貳丁目拾七番地

印刷所 國文社
 東京市京橋區宗十郎町十五番地

東京市芝區愛宕町二丁目五番地

發行所

陽濤館

大賣捌所

東京市神田區雉子町

團々社書店

全京橋區彌左衛門町

巖々堂

全京橋區尾張町

東海堂

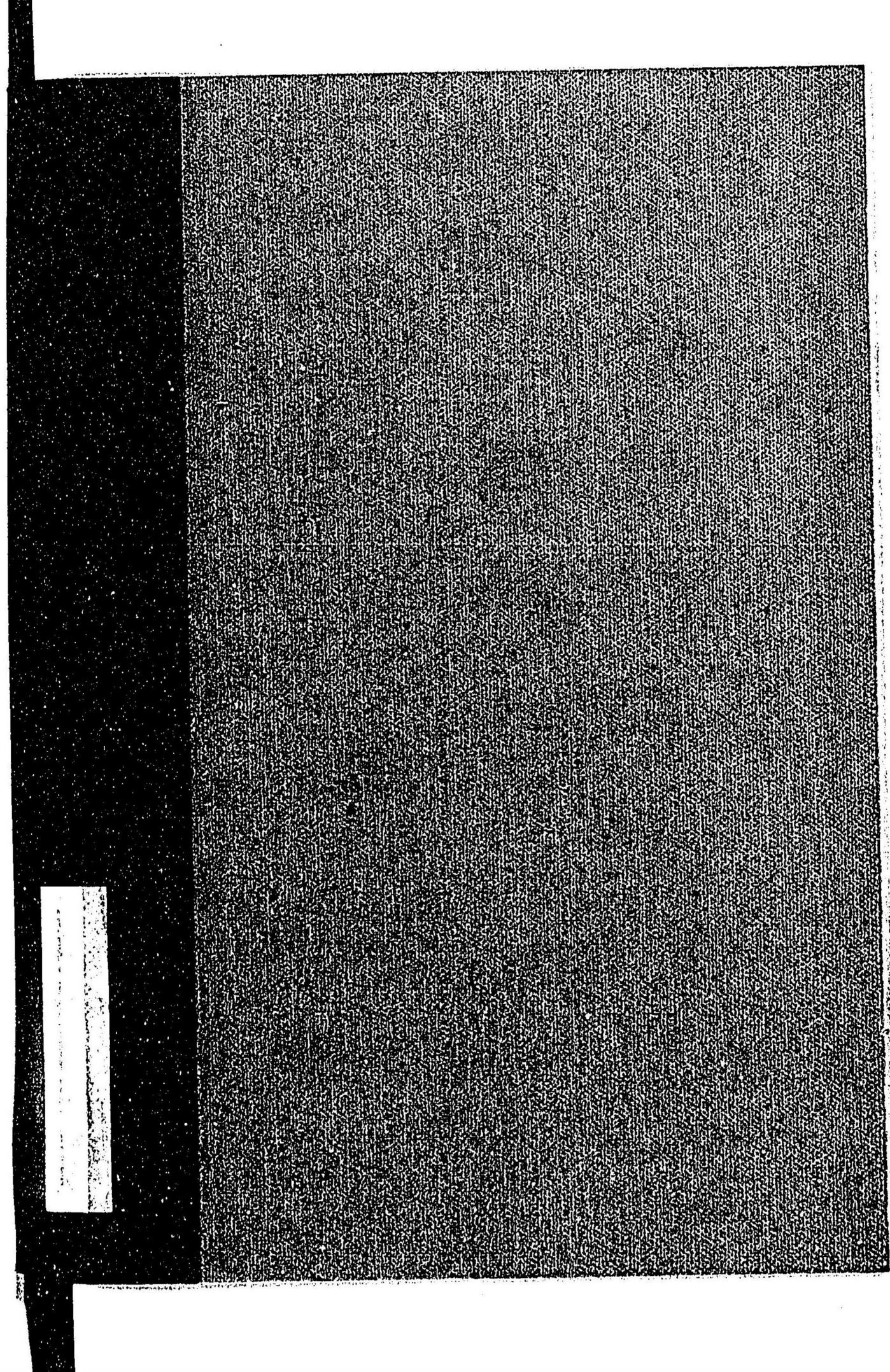
全神田區表神保町三番地

東京堂

全芝區櫻田本郷町九番地

文光堂





特 21

802

奸邪
筆誅 權大教正佐藤觀元
之來歷

南波 登發 編

國立國會圖書館

014045-000-8

特 21-802

權大教正佐藤觀元之來歷 (奸邪筆誅)

南波 登發 / 編

M27

ABB-0300

